

年 度	令和8年度	局 長	局次長	主 幹	主 任	係 員	設計者
設計年月日	令和8年7月8日	※	※	※	※	※	※
工事番号	下水第10号	工 種		工事監理			
業 務 名	百間汚水中継ポンプ場耐震改築更新工事監理業務						
履行場所	水俣市汐見町一丁目 地内						
工 期	自： 契約締結日						
	至： 令和9年3月31日						
設計金額	円 業務価格（税抜額） 消費税等相当額						
請負金額	業務価格（税抜額） 消費税等相当額						
設計概要	百間汚水中継ポンプ場の耐震補強及び改築更新工事に係る工事監理業務 供用開始：平成5年1月 処理能力：日最大汚水量1,161m ³ 延べ面積：約232m ² 敷地面積：約840m ² 【全体工事費】約175,000,000円 【施工内容】 耐震補強工事 一式 防食対策 一式 機械設備更新 一式・・・汚水ポンプ2基、吐出弁2基 電気設備更新 一式・・・自家発電設備撤去、各種操作盤更新、レベル計更新						
変更対照表	当初設計金額			当初請負金額			
	変更設計金額			変更請負金額			
	増 減			増 減			
摘 要	閲覧用 参考数量						

内訳明細書

項 目		摘 要	数量	単位	単価	金 額	備 考
	直接原価						
	重点施工監理	土木	1	式			
	重点施工監理	耐震補強、改築	1	式			
	重点施工監理	機械	1	式			
	重点施工監理	電気	1	式			
	直接経費		1	式			
		計					
	その他原価		1	式			
	業務原価	計					
	諸経費		1	式			
	技術等経費		1	式			
	一般管理費等		1	式			
	業務価格		1	式			
	消費税等相当額		1	式			
	業務委託料						

百間汚水中継ポンプ場耐震改築工事監理業務仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

この仕様書は、水俣市（水俣市公共下水道事業）が委託する百間汚水中継ポンプ場耐震改築工事監理業務（以下「業務」という）に適用する。

2 一般業務

- （1）受注者は、対象工事の請負契約の適正な履行（技術面に限る）を確保するため、管理技術者を定め、業務を厳正に実施しなければならない。
- （2）前項の業務は、第2章で定める内容とする。
- （3）管理技術者は、監督員が工事受注者に指示する技術上の事項について、必要に応じ適正な助言をするものとする。

3 管理技術者

受注者は、管理技術者を定め監理技術者届を発注者に提出しなければならない。

4 設計図書の理解

管理技術者は請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解しておかなければならない。

5 業務実施工程表

管理技術者は、監督員の指示があれば、作業計画表の枠内において、工事受注者の工事工程表に基づき、業務実施工程表を作成し、監督員に提出しなければならない。

6 貸与図書等

- （1）管理技術者は、発注者から貸与を受けた図書等について、責任を持って管理しなければならない。
- （2）前項の図書等は、業務完了後、すみやかに返却しなければならない。

7 図書等の管理

- （1）管理技術者は、監督員の指示があれば、工事受注者から受理する図書又は工事受注者に指示する書類、若しくは図書を保管しなければならない。
- （2）前項の図書及び書類は、業務完了後、すみやかに返却しなければならない。

8 業務履行書類の点検

管理技術者は、第3章に規定する書類を監督員に提出し、その点検を受けなければならない。

第2章 業務

1 業務の内容

受注者は、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。

（1）設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務

① 設計図書の検討

設計図書を技術的に検討し、設計内容を把握するとともに、設計図書の誤り等を発見した場合、直ちに監督員に報告し、その処置について協議する。

② 請負者等との打ち合わせ

設計内容を正確に請負者等に伝えるために、請負者等と打合せ、監督員に報告する。

③ 図面等の作成

必要に応じて設計図書に基づいて詳細図等を作成し、実施工程表に基づき請負者等が工事を円滑に遂行するため必要な時期に、監督員に提出する。

(2) 施工図等を設計図書に照らして検討する業務

① 施工図の検討

設計図書の定めにより請負者等が提出する施工図が設計図書に適合しているかを検討し、監督員に報告する。

② 設備機器等の検討

設計図書の定めにより請負者等が提出する設備機器等の計画に関し、設計図書に適合しているかを検討し、監督員に報告する。

(3) 工事の確認及び報告

① 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

請負者等の行う工事が設計図書の内容に適合しているか否かについて確認を行い、結果を監督員に報告する。

(4) 工事監理業務完了手続き

① 業務報告書等の提出

工事監理業務完了後、契約図書等にある業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

(5) 施工計画の確認又は検討する業務

① 実施工程表の検討

設計図書の定めにより請負者等が提出する実施工程表の内容について、検討を行う。

② 施工計画書の確認

設計図書の定めにより請負者等が提出する施工計画書の内容について確認し、結果を監督員に報告する。

(6) 各工種の業務内容は、別表Ⅰにより定める。

(7) 主任管理技術者は、業務記録誌（月報）を監督員へ提出しなければならない。

(8) その他

次の業務については、本業務から除外するものとする。

① 工事の安全管理に係わる監理業務

② 特殊な調査及び試験等の業務

③ 対外折衝に係わる業務

④ 工事工程遅延の場合の工程回復検討業務

第3章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、契約締結後14日以内に工事監理業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が工事監理業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

2 適用基準等

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。

(2) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3 監督員

- (1) 発注者は、工事監理業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- (2) 監督員は、契約図書に定めた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

4 管理技術者

- (1) 受注者は、工事監理業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- (2) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、監督員が指示するところにより、関連する他の工事監理業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

5 監督員及び請負者等

発注者は対象工事に関わる監督員及び請負者等を受注者に通知するものとする。

6 軽微な設計変更

設計内容の伝達を行い、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整等の関係、又は監督員の指示により軽微な変更の必要が生じた場合、請負者等に対して指示すべき事項について監督員に報告する。

7 書類の提出

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類作成し、監督員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

8 打合せ及び記録

- (1) 工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 工事監理業務着手時において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 受注者が請負者等と打合せを行う場合には、打合せ内容について書面（打合せ記録簿）に記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。

9 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後14 日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

- ① 業務一般事項
- ② 業務工程計画
- ③ 業務体制
- ④ 業務方針

上記事項のうち②業務工程計画については、対象工事の請負者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、④業務方針の内容については、事前に監督員の承諾を得なければならない。

- (3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

- (4) 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

10 関係官公庁への手続き等

- (1) 受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続き、及び立会の際に協力しなければならない。また、受注者は、工事監理業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続き及び立会が必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。

11 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

12 検査

- (1) 受注者は、発注者に対して、業務完届の提出をもって業務の完了を通知する。また受注者は、業務の完了を通知する時までに、契約図書により義務付けられた業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を完了し、監督員に提出しておかなければならない。
- (2) 受注者は、発注者に対して部分払いを請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る業務は、次の①及び②の要件を満たすものとする。
- ① 監督員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - ② 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
- (3) 発注者の検査職員は、監督員及び管理技術者の立会のうえ、工事監理業務の実施状況について、書類等により検査を行うものとする。

13 債務不履行に係る履行責任

- (1) 受注者は、発注者から債務不履行に対する履行を求められた場合には、速やかにその履行をしなければならない。
- (2) 発注者の検査員は、債務不履行に対する履行の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めてその履行を指示することができるものとする。
- (3) 発注者の検査職員が債務不履行に対する履行の指示をした場合には、その履行の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
- (4) 検査員が指示した期間内に債務不履行に対する履行が完了しなかった場合には、発注者は、検査の結果を受注者に通知するものとする。

14 契約内容の変更

- (1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、工事監理業務委託契約の変更を行うものとする。
- ① 業務委託料の変更を行う場合
 - ② 履行期間の変更を行う場合
 - ③ 監督員と受注者が協議し、工事監理業務施行上必要があると認められる場合
 - ④ 業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更を行う場合
- (2) 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
- ① 工事監理業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - ② その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

15 履行期間の変更

- (1) 発注者は、受注者に対して工事監理業務の変更の指示を行う場合においては、履行期間の変更を行うか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、業務工程を修正した業務計画書その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- (3) 発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに、業務計画書に記載の業務工程を修正し提出しなければならない。

16 一時中止

- (1) 次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - ① 対象工事の設計変更等業務の進捗の遅れて、工事監理業務の続行を不相当と認めた場合
 - ② 環境問題等の発生により工事監理業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - ③ 天災等により工事監理業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事監理業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

17 発注者の賠償責任

- (1) 発注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。
 - ① 一般的損害、第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - ② 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

18 受注者の賠償責任

- (1) 受注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。
 - ① 一般的損害、第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
 - ② 債務不履行に対する履行責任に係る損害が生じた場合

19 再委託

- (1) 工事監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理について、受注者は、これを再委託することはできない。
- (2) コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、「軽微な部分」に該当するものとし、受注者が、この部分を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、工事監理業務を再委託に付する場合においては、書面により行い、協力者との関係を明確にしておくとともに、協力者に対し工事監理業務の実施について適切な指導及び管理のもとに工事監理業務を実施しなければならない。

20 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第4章 提出書類及び整理書類

1 提出書類

受注者は次の書類を提出するものとする。

(1) 着手時

- ① 業務着手届
- ② 管理技術者届、経歴書及び職務分担表
- ③ 緊急連絡体制
- ④ 業務計画書

(2) 施工時

- ① 業務記録誌

(3) 完了時

- ① 業務完了届
- ② 業務報告書

(4) その他、特記仕様書に明記あるもの。

(5) 提出部数等は各1部とする。

2 整理書類

受注者は、次にあげる書類帳簿等を必要に応じ現場に備え付け、これを整理しておかなければならない。

- ① 契約書写（借用図書）
- ② 図面（借用図書）
- ③ 仕様書（借用図書）
- ④ 設計説明書（借用図書）
- ⑤ 施工計画書（工事受注者作成図書）
- ⑥ 工事工程表（工事受注者作成図書）
- ⑦ 工事受注者職務分担表（工事受注者作成図書）
- ⑧ 打合せ簿（工事受注者作成図書）
- ⑨ 検査に関する書類（工事受注者作成図書）
- ⑩ 業務記録誌（受注者作成図書）
- ⑪ 業務実施工程表（受注者作成図書、作成しない場合は作業計画表とする）

別表 Ⅰ

業務内容（土木）

業務項目	業務内容
1 業務着手手続	契約に伴う事務手続
2 共通業務	設計図書による設計意図の確認
3 仮設工事	施工計画（含 施工図）の確認
4 土工事	
5 鉄筋コンクリート工事	
6 コンクリート防食工事	
7 その他付帯工事	
8 業務完了手続	業務完了書類提出

業務内容（機械・電気）

業務項目	業務内容
1 業務着手手続	契約に伴う事務手続
2 設計意図の確認	設計図書による設計意図の確認
3 定例会議	工事工程 工事の進捗状況の確認
4 機器製作	機器製作仕様協議
	機器承諾図書の審査
5 工事・施工	施工計画書の審査
	官公庁等申請書類の審査
	施工承諾図書の審査
6 竣工検査	発注部署完成検査（工事発注部署が行う完成検査に立会）
	竣工検査（工事発注部署が受験する完成検査の立会）
7 業務完了手続	業務完了書類提出

百間汚水中継ポンプ場耐震改築工事監理業務 特記仕様書

1 業務名称 百間汚水中継ポンプ場耐震改築工事監理業務

2 業務内容

この工事監理業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 業務の形態 非常駐監理

(2) 対象工事 建築工事監理及び設備工事監理

3 履行期間 契約日 から 令和9年3月31日まで

4 対象施設の概要

この工事監理業務の対象となる施設の概要は、以下のとおりとする。

(1) 対象施設の名称 百間汚水中継ポンプ場

(2) 施設の所在地 熊本県水俣市汐見町

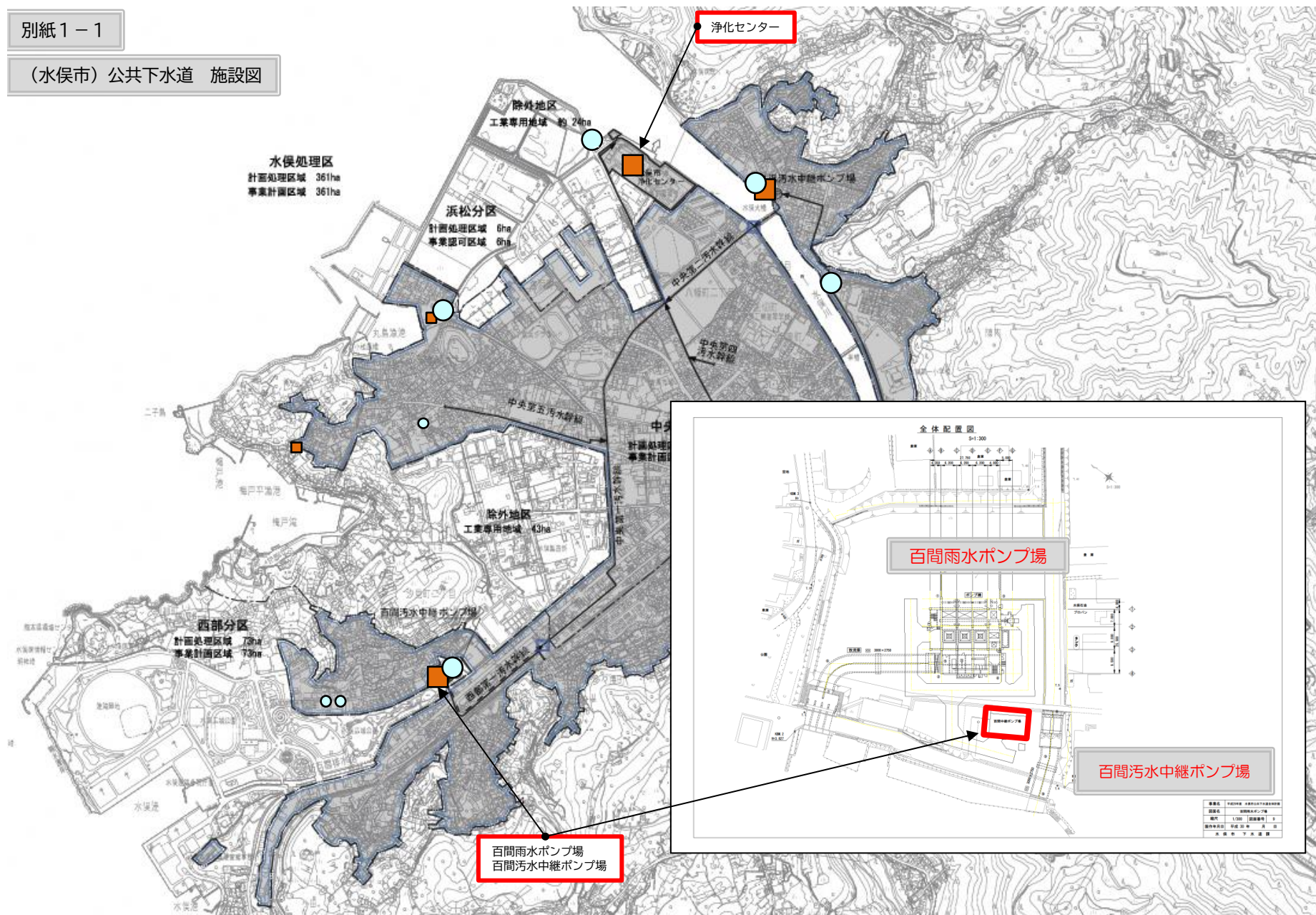
(3) 施設の用途 下水道の汚水中継ポンプ場

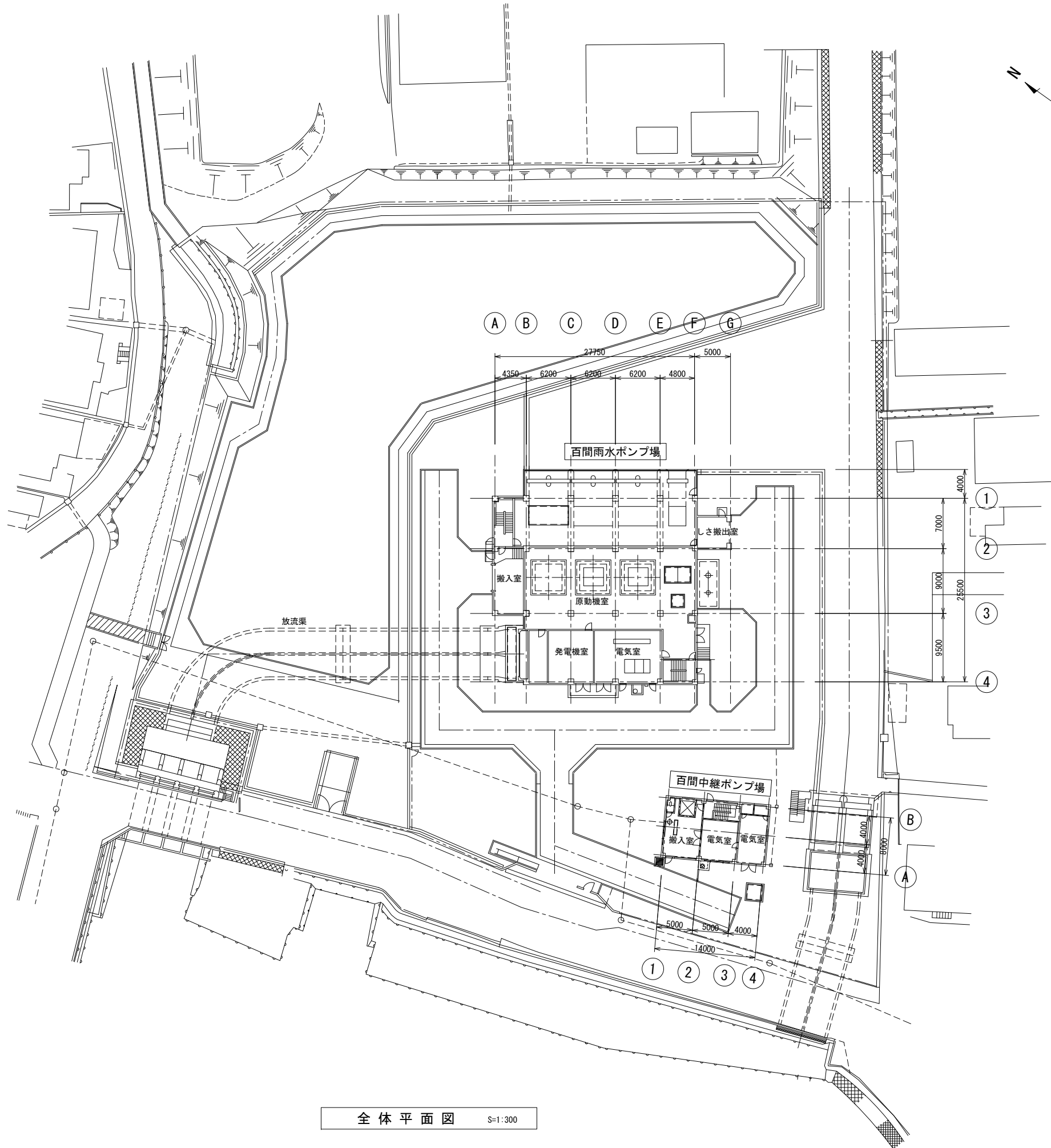
(4) 延べ面積 約232㎡

5 対象工事の概要

工事監理業務の対象となる工事の概要は、以下のとおりとする。

対象工事名	○百間汚水中継ポンプ場耐震補強及び機械設備改築工事 ○百間汚水中継ポンプ場電気設備改築工事
施設概要	建築階数 1階、B1階、B2階（ポンプ井） 構造 RC造 延べ面積 約232㎡ 敷地面積 約840㎡
工事概要	○百間汚水中継ポンプ場耐震補強及び機械設備改築工事 耐震補強 一式 汚水ポンプ 2基、吐出弁 2基 更新 ○百間汚水中継ポンプ場電気設備改築工事 各種操作盤更新 一式 レベル計更新 一式 自家発電設備撤去 一式
工期	○百間汚水中継ポンプ場耐震補強及び機械設備改築工事 契約日から令和9年3月31日 ○百間汚水中継ポンプ場電気設備改築工事 契約日から令和9年3月31日
備考	※本工事については、標準工期が確保できないため、財務局の繰越承認を得るまでの間、工期を令和9年3月31日までとする。財務局の繰越承認が得られない場合は、令和9年3月31日までに完成した工事目的物について変更契約を行い、竣工検査を実施する。 なお、財務局の繰越承認が得られた場合は、令和9年8月31日まで工期延長の変更契約を速やかに締結するものとする。





全体平面図 S=1:300



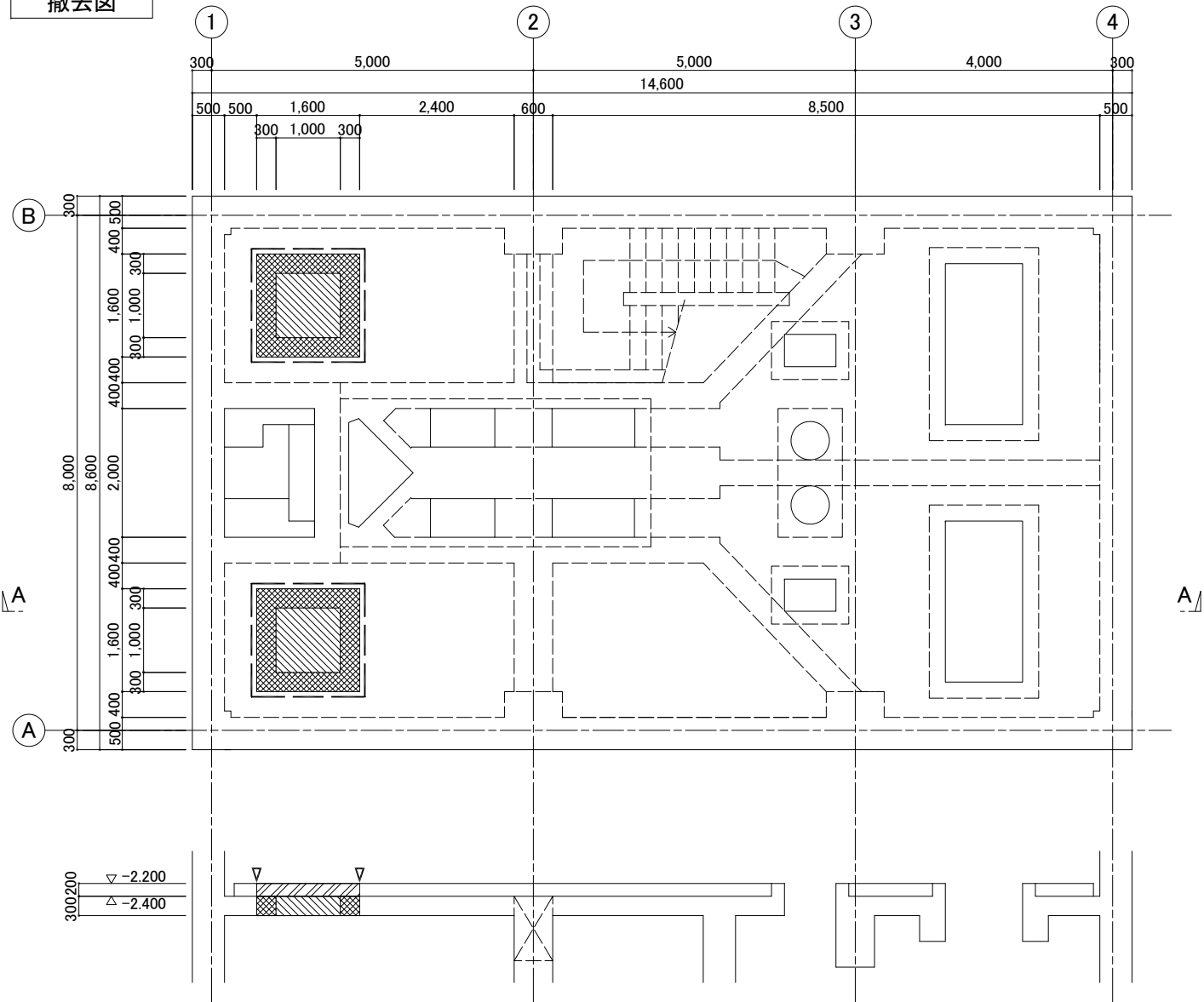
百間汚水中継ポンプ場
水俣市汐見町一丁目地内

位置図 S=1:NTS

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	全体平面図・位置図		
縮 尺	S=1:300	図面番号	PM-1
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			

撤去・復旧図

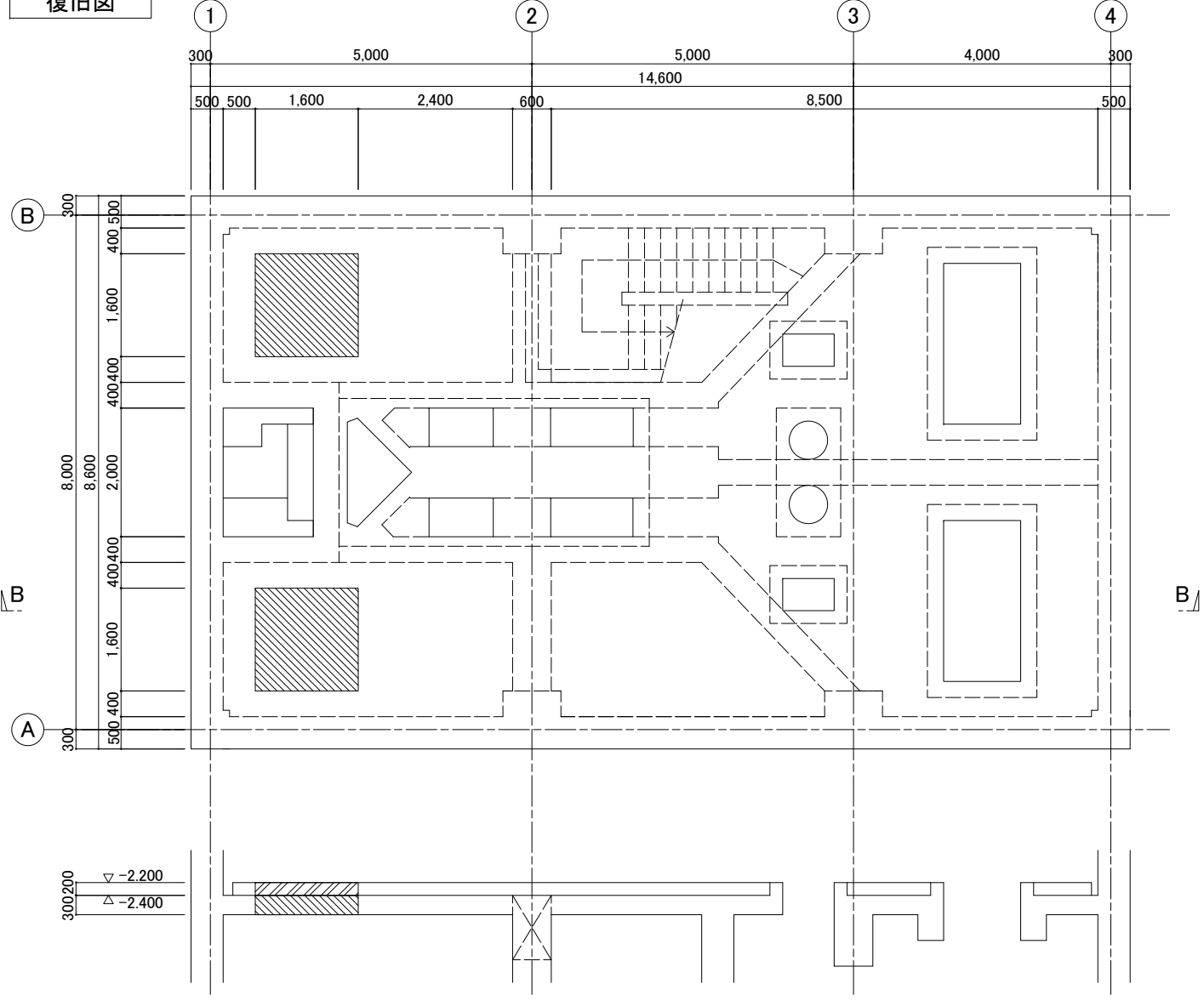
撤去図



A-A 断面図

凡 例	
	鉄筋コンクリート撤去
	無筋コンクリート撤去
	コンクリート撤去(研り出し)
	コンクリートカッター

復旧図

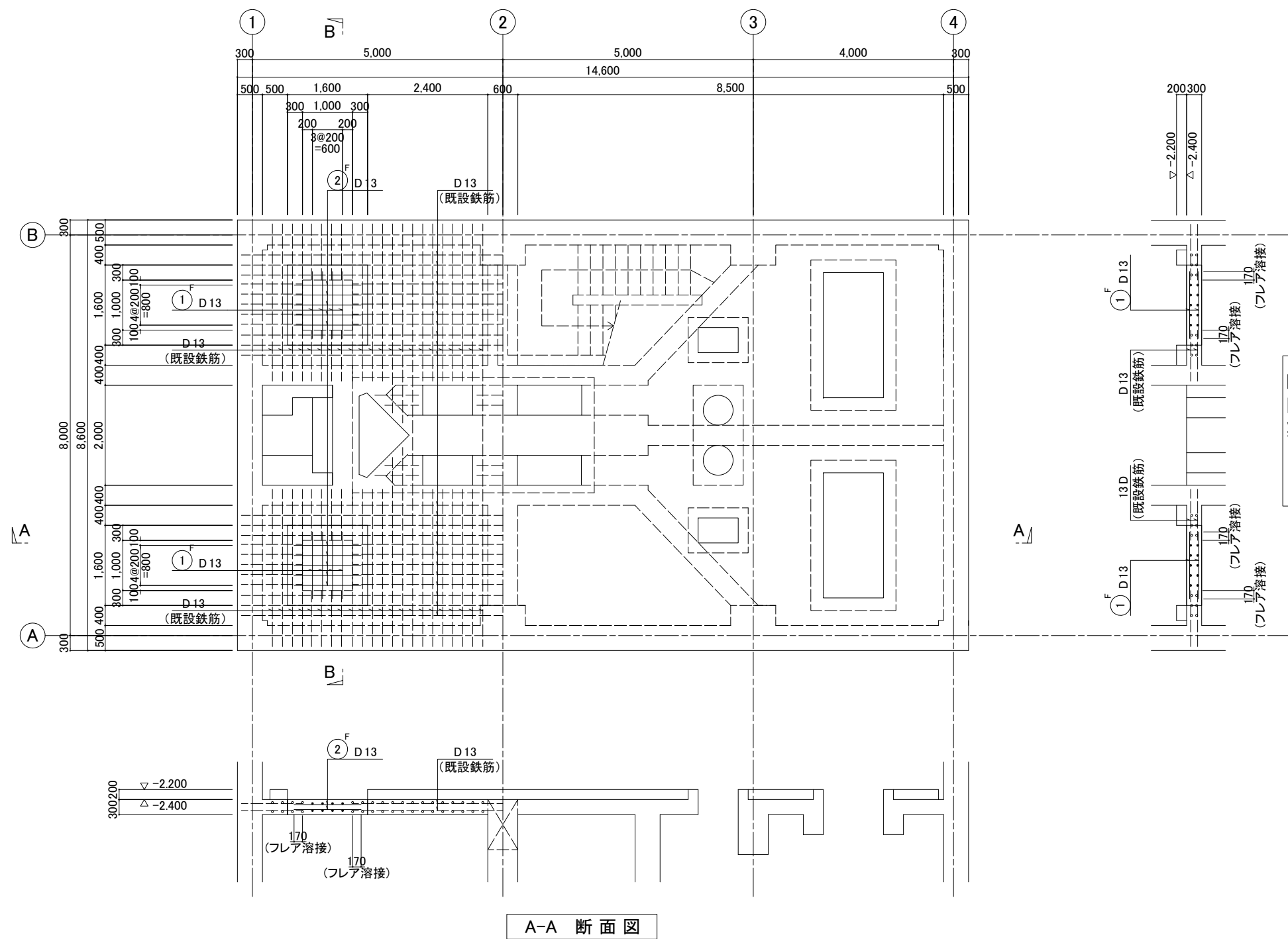


B-B 断面図

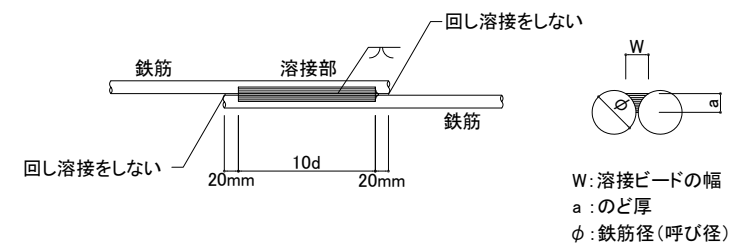
凡 例	
	鉄筋コンクリート復旧
	無筋コンクリート復旧

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	撤去・復旧図		
縮 尺	S=1:50	図面番号	A-1
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			

施工開口閉塞配筋図



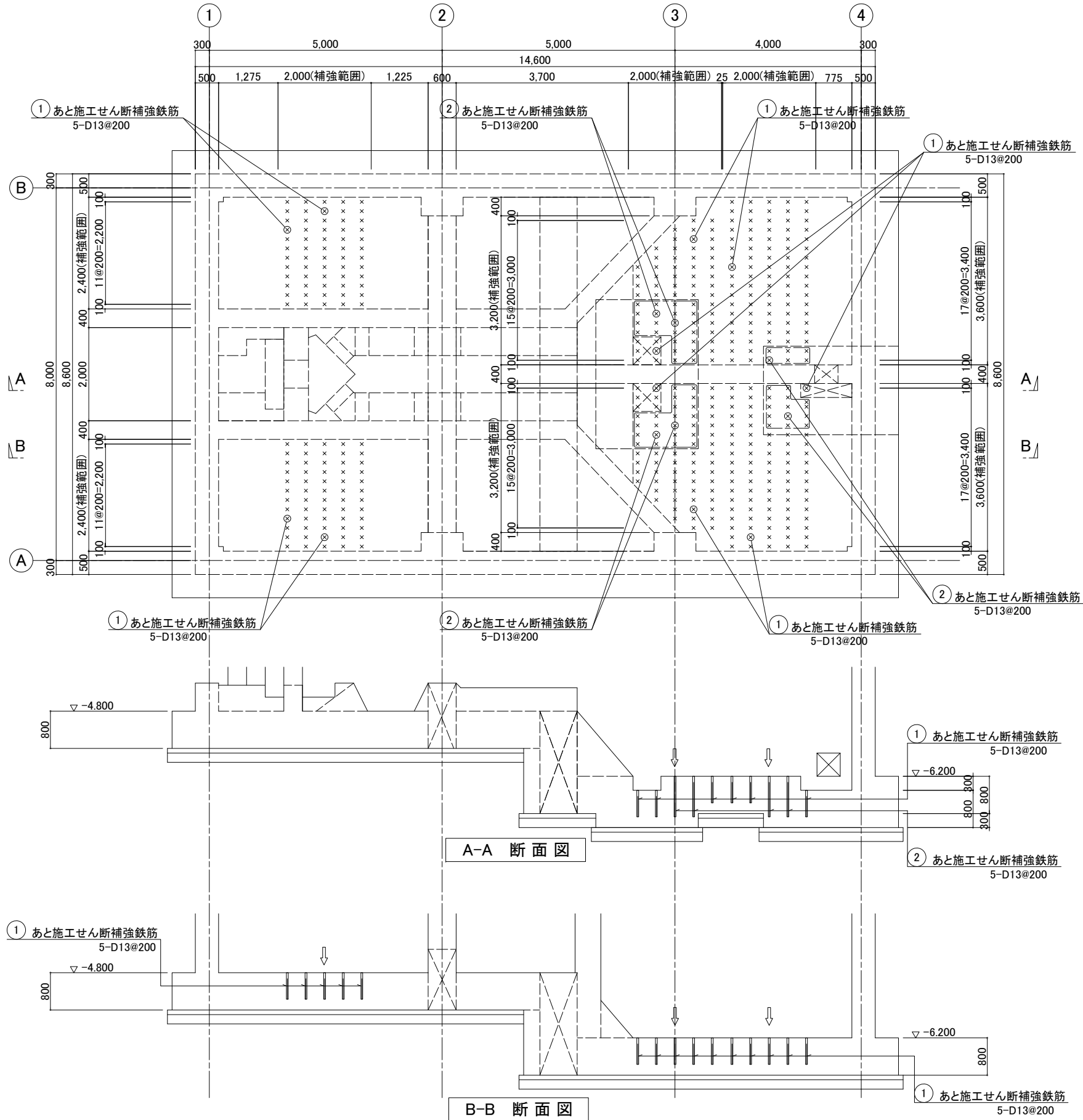
フレア溶接継手形状



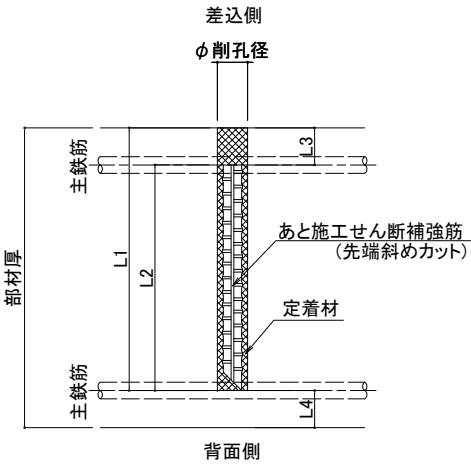
- 鉄筋番号 ③ は幅止筋とする。(1m² 当り1本)
t=300 床版内法面積 2 m² 2 本
- U: 上側鉄筋 L: 下側鉄筋
- 特記事項なき限り、両面鉄筋を示す。
- 鉄筋番号 ①^F は既存鉄筋にフレア溶接で接合とする。
- 既存鉄筋と新設鉄筋の溶接長は片面で10dとする。
- 現場にて異なる径、ピッチとなる場合は既存鉄筋に合わせる。
- 改修部の寸法は参考とし、現場測量後決定すること。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	施工開口閉塞配筋図		
縮 尺	S=1:50	図面番号	A-2
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			

底版補強図



あと施工せん断補強 詳細図



L1: 削孔長=部材厚-L4(奥側主鉄筋芯かぶり)

L2: 鉄筋長=部材厚-L3(手前側主鉄筋芯かぶり)-L4(奥側主鉄筋芯かぶり)

L3、L4: 芯かぶり(mm)	
L3	L4
130	230

あと施工せん断補強鉄筋凡例

径	記号
D13	×

特記事項

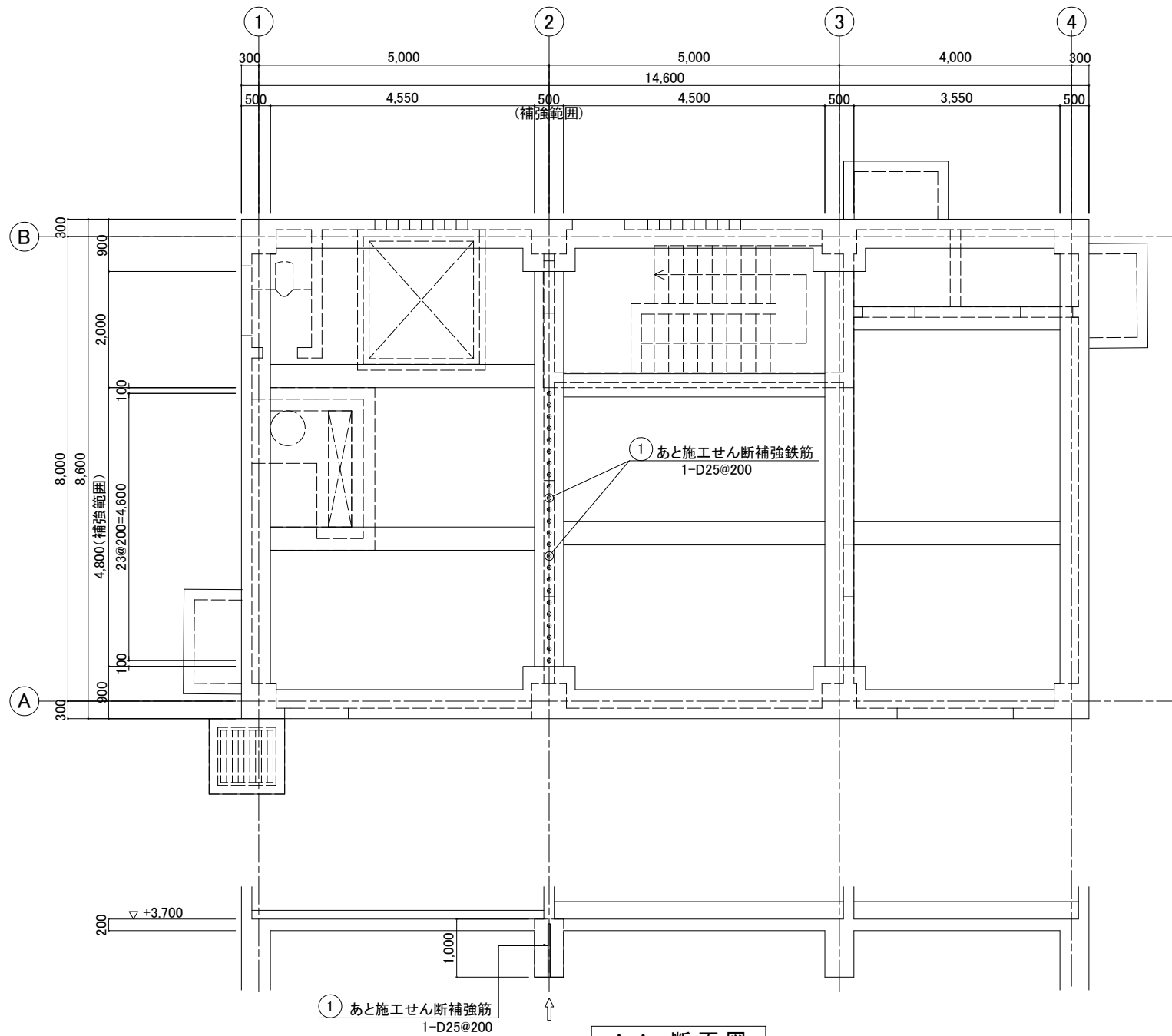
- ・ 図中の ⇄ は施工方向を示す。

注記(あと施工せん断補強鉄筋工法)

- 適用工法は、(財)土木研究センター技術審査証明を取得した工法を採用すること。
- 使用鋼材は、異形棒鋼SD345とする。
- 穿孔前に、既存鉄筋の位置を鉄筋探査機等により確認し、既存鉄筋の損傷を極力避ける。
- 施工に際し、アンカーの径・深さ・位置を確認し、アンカーの埋込み前には穿孔内の切り粉等を除去する。
- アンカー削孔時に既存鉄筋に当たった場合は、耐力上支障のない部分に削孔位置を変更する。
- 上記で使用しない孔は、セメントモルタル等を充填する。
- あと施工せん断補強筋の打設位置は、鉄筋探査後決定すること。
- 背面側からあと施工せん断補強筋の先端までの距離はL4、施工上の押し抜けを防止するため50mm以上確保することとする。

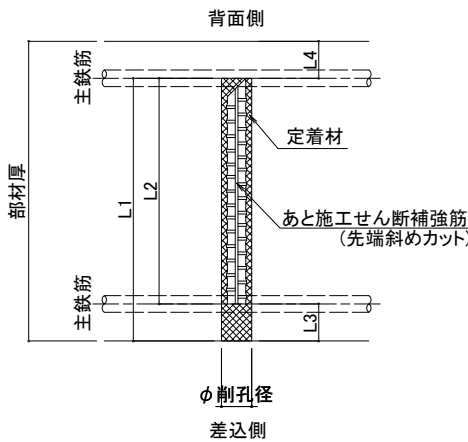
事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	底版補強図		
縮 尺	S=1:50	図面番号	A-3
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			

大梁補強図



A-A 断面図

あと施工せん断補強 詳細図



L1: 削孔長=部材厚-L4(奥側主鉄筋芯かぶり)

L2: 鉄筋長=部材厚-L3(手前側主鉄筋芯かぶり)-L4(奥側主鉄筋芯かぶり)

L3、L4: 芯かぶり(mm)	
L3	L4
80	80

あと施工せん断補強鉄筋凡例

径	記号
D25	⊙

特記事項

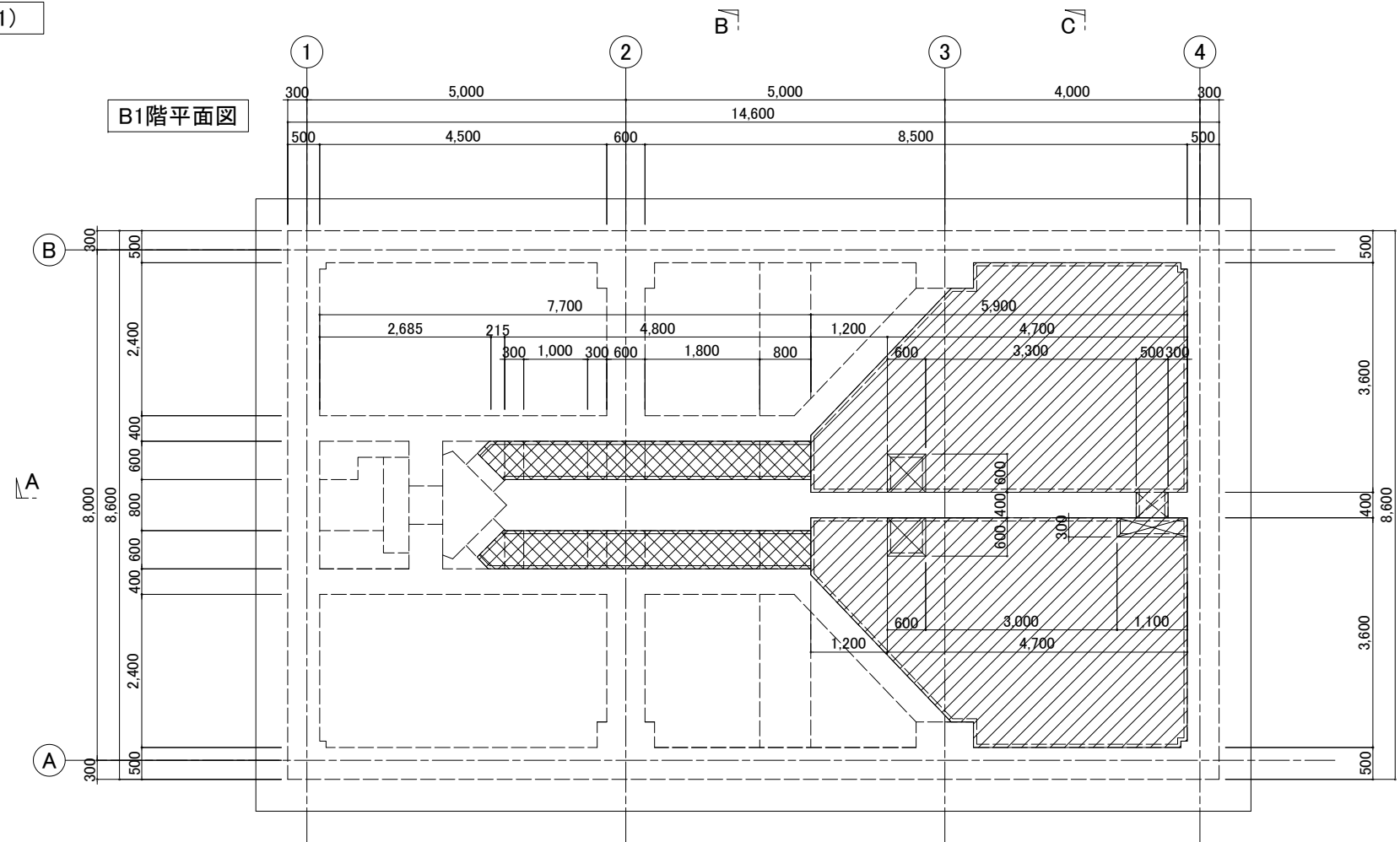
- ・ 図中の ⇄ は施工方向を示す。

注記(あと施工せん断補強鉄筋工法)

- 適用工法は、(財)土木研究センター技術審査証明を取得した工法を採用すること。
- 使用鋼材は、異形棒鋼SD345とする。
- 穿孔前に、既存鉄筋の位置を鉄筋探査機等により確認し、既存鉄筋の損傷を極力避ける。
- 施工に際し、アンカーの径・深さ・位置を確認し、アンカーの埋込み前には穿孔内の切り粉等を除去する。
- アンカー穿孔時に既存鉄筋に当たった場合は、耐力上支障のない部分に削孔位置を変更する。
- 上記で使用しない孔は、セメントモルタル等を充填する。
- あと施工せん断補強筋の打設位置は、鉄筋探査後決定すること。
- 背面側からあと施工せん断補強筋の先端までの距離はL4、施工上の押し抜けを防止するため50mm以上確保することとする。

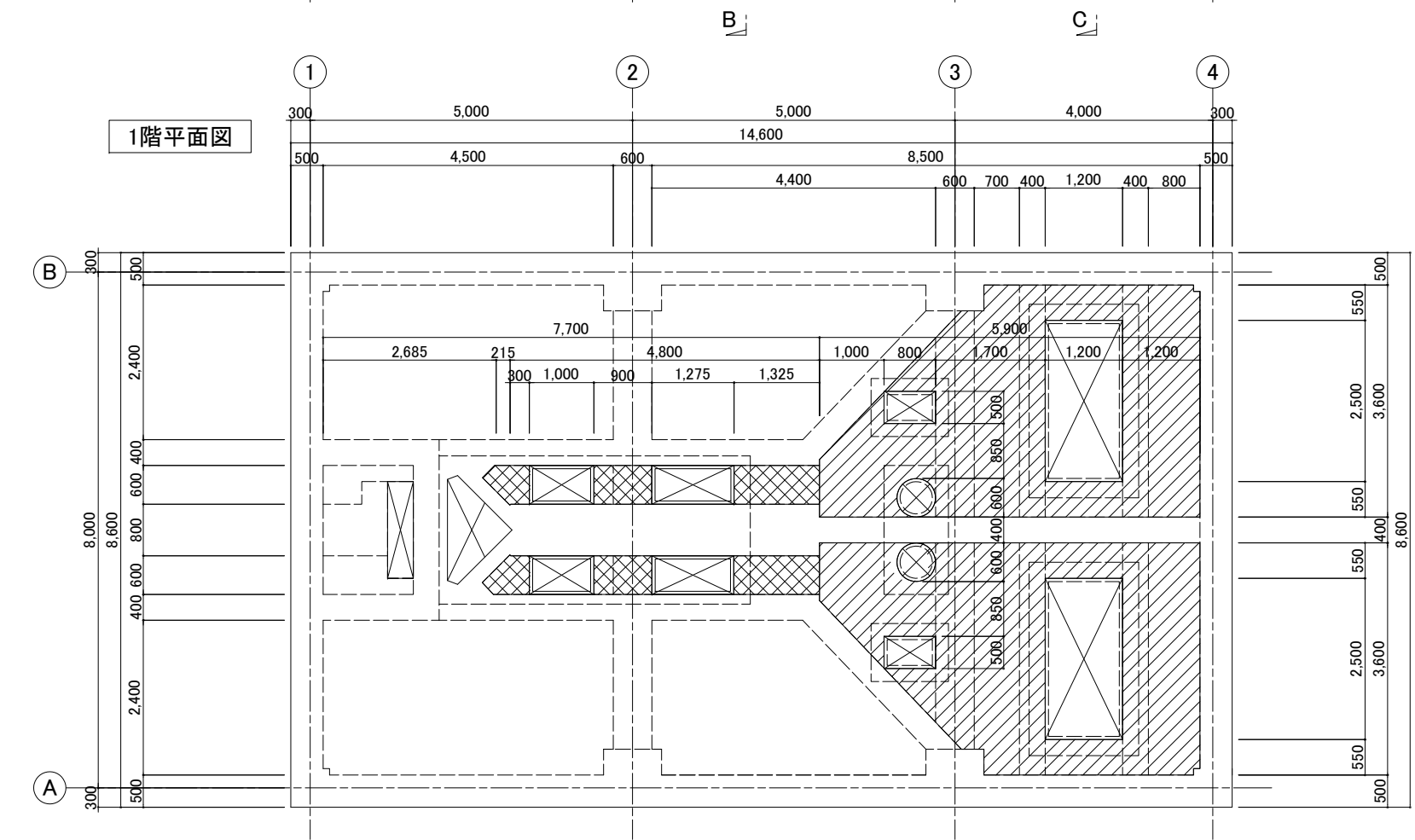
事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	大梁補強図		
縮 尺	S=1:50	図面番号	A-4
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			

防食被覆図面(1)

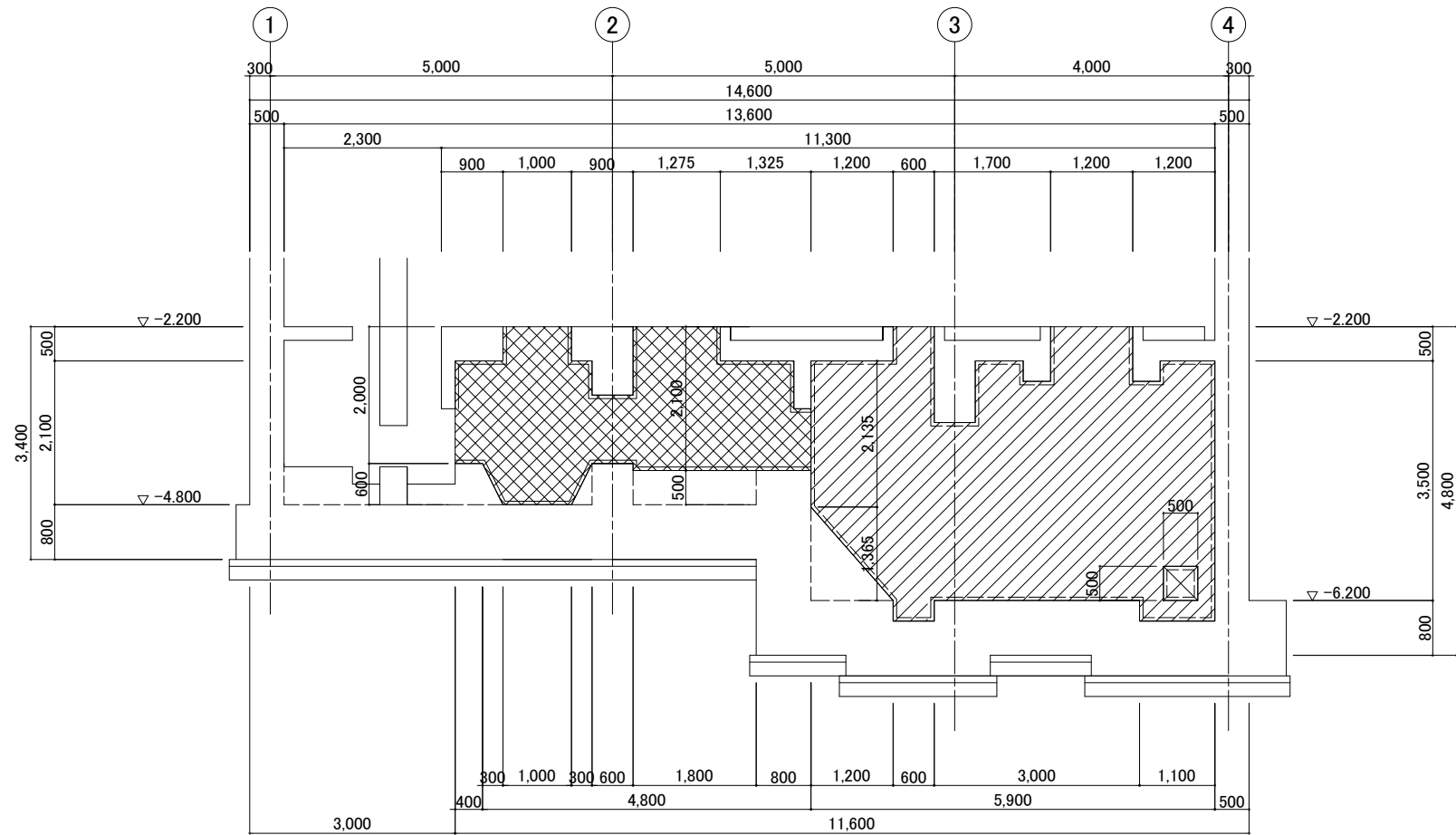


施設名称	百間中継ポンプ場 スクリーン水路 凡 例 : 	
高圧洗浄工	高圧ポンプ(10~15MPa)による水洗い	52.89 m ²
劣化部除去工	超高压水处理(200MPa)以上	
断面修復工	床部 修復厚 10mm	7.08 m ²
	壁部 修復厚 10mm	36.53 m ²
	天井部 修復厚 10mm	9.28 m ²
防食被覆工	腐食環境条件: **類 点検・補修・改築の難易: *** 工法規格: **種 *****工法	床部 7.08 m ²
		壁部 36.53 m ²
		天井部 9.28 m ²

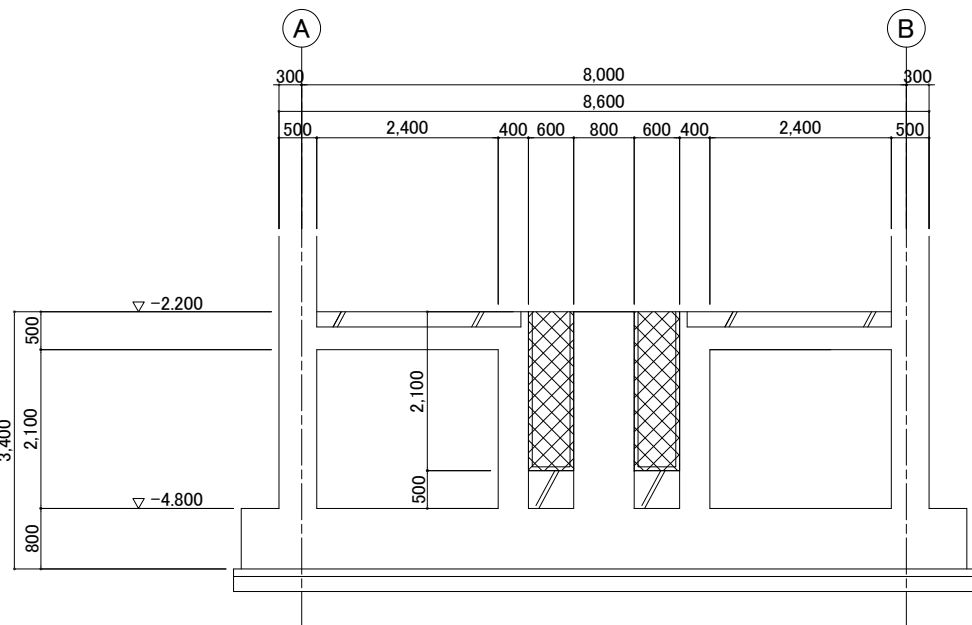
施設名称	百間中継ポンプ場 ポンプ井 凡 例 : 	
高圧洗浄工	高圧ポンプ(10~15MPa)による水洗い	208.06 m ²
劣化部除去工	超高压水处理(200MPa)以上	
断面修復工	床部 修復厚 10mm	39.49 m ²
	壁部 修復厚 10mm	107.87 m ²
	天井部 修復厚 10mm	60.70 m ²
防食被覆工	腐食環境条件: **類 点検・補修・改築の難易: *** 工法規格: **種 *****工法	床部 39.49 m ²
		壁部 107.87 m ²
		天井部 60.70 m ²



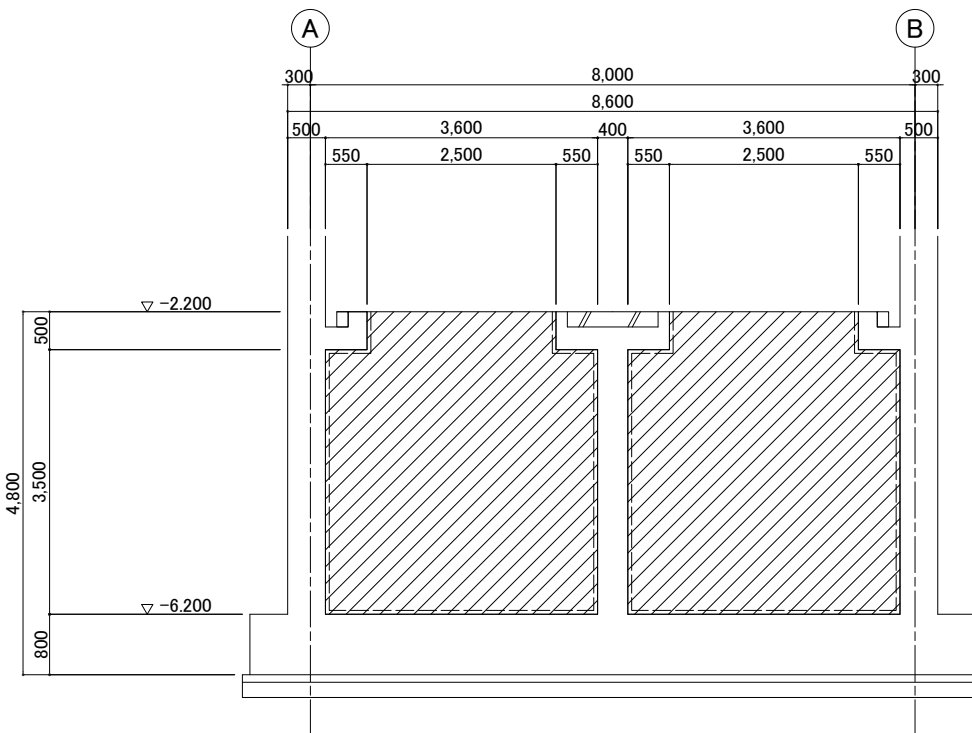
防食被覆図面(2)



A-A 断面図



B-B 断面図

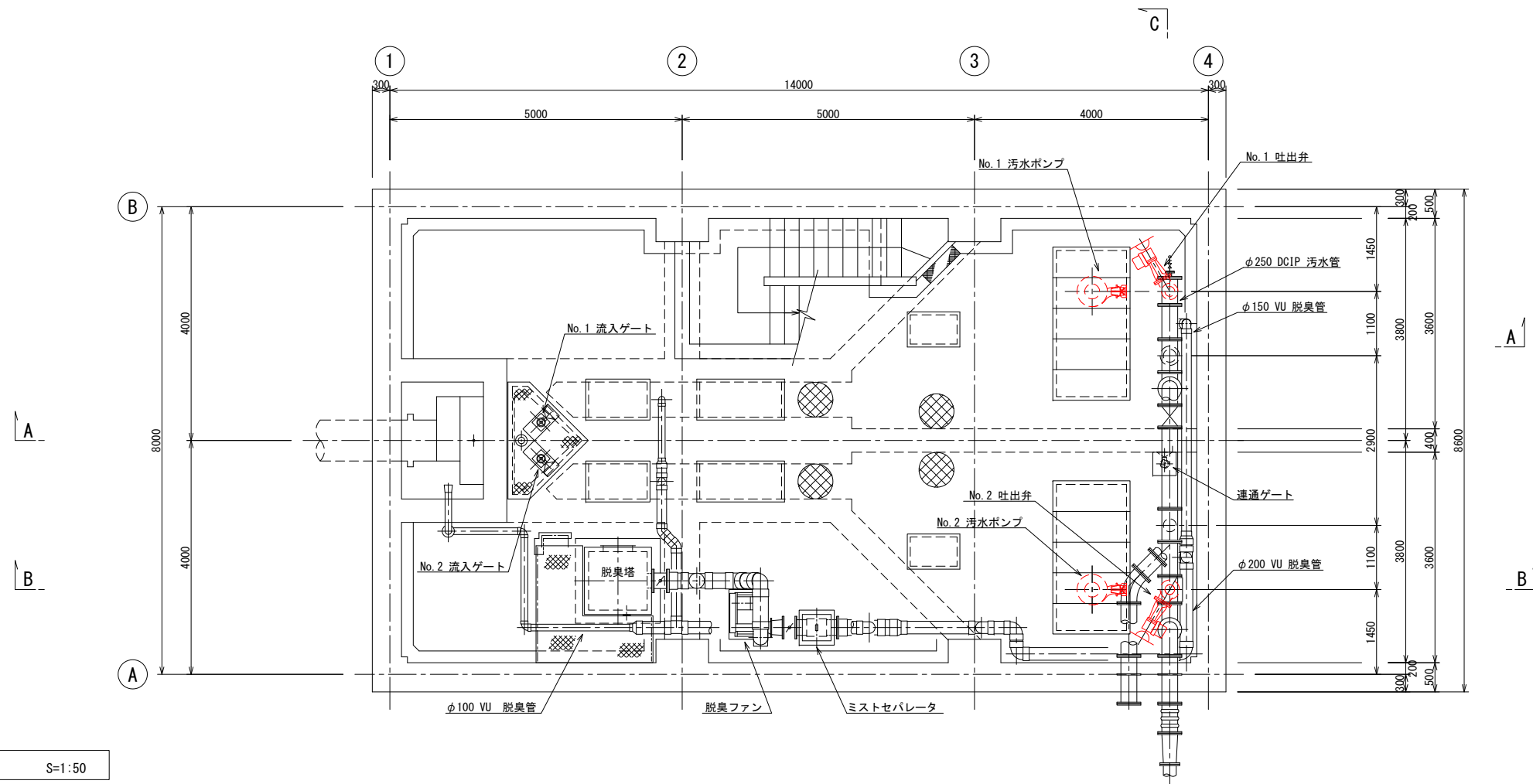


C-C 断面図

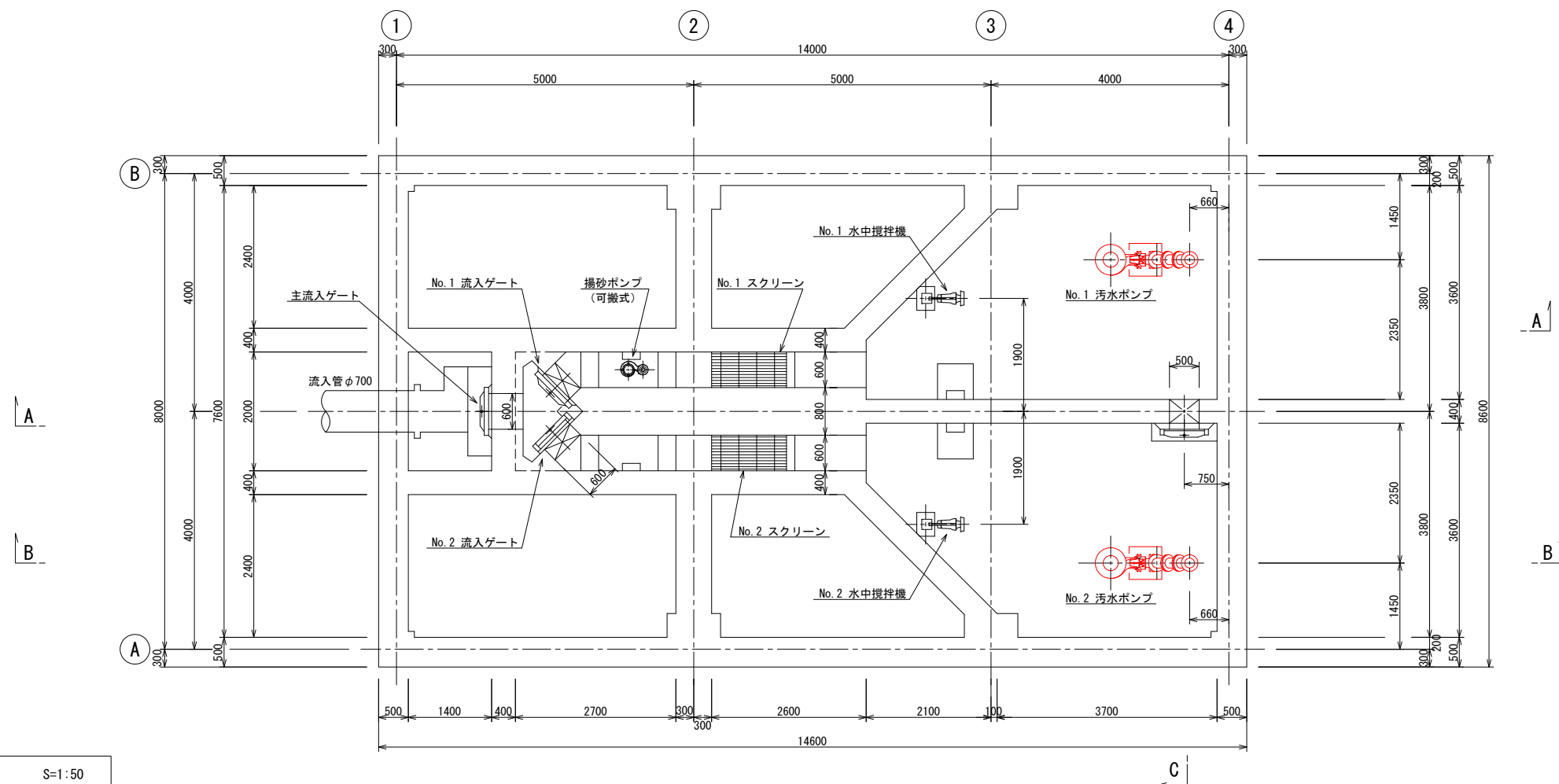
施設名称	百間中継ポンプ場 スクリーン水路		凡 例 :	
高圧洗浄工	高圧ポンプ(10~15MPa)による水洗い	52.89 m ²		
劣化部除去工	超高圧水処理(200MPa)以上			
断面修復工	床部 修復厚 10mm	7.08 m ²		
	壁部 修復厚 10mm	36.53 m ²		
	天井部 修復厚 10mm	9.28 m ²		
防食被覆工	腐食環境条件: **類	床部	7.08 m ²	
	点検・補修・改築の難易: ***	壁部	36.53 m ²	
	工法規格: **種	天井部	9.28 m ²	
		*****工法		

施設名称	百間中継ポンプ場 ポンプ井		凡 例 :	
高圧洗浄工	高圧ポンプ(10~15MPa)による水洗い	208.06 m ²		
劣化部除去工	超高圧水処理(200MPa)以上			
断面修復工	床部 修復厚 10mm	39.49 m ²		
	壁部 修復厚 10mm	107.87 m ²		
	天井部 修復厚 10mm	60.70 m ²		
防食被覆工	腐食環境条件: **類	床部	39.49 m ²	
	点検・補修・改築の難易: ***	壁部	107.87 m ²	
	工法規格: **種	天井部	60.70 m ²	
		*****工法		

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	防食被覆図面(2)		
縮 尺	S=1:50	図面番号	C-2
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			



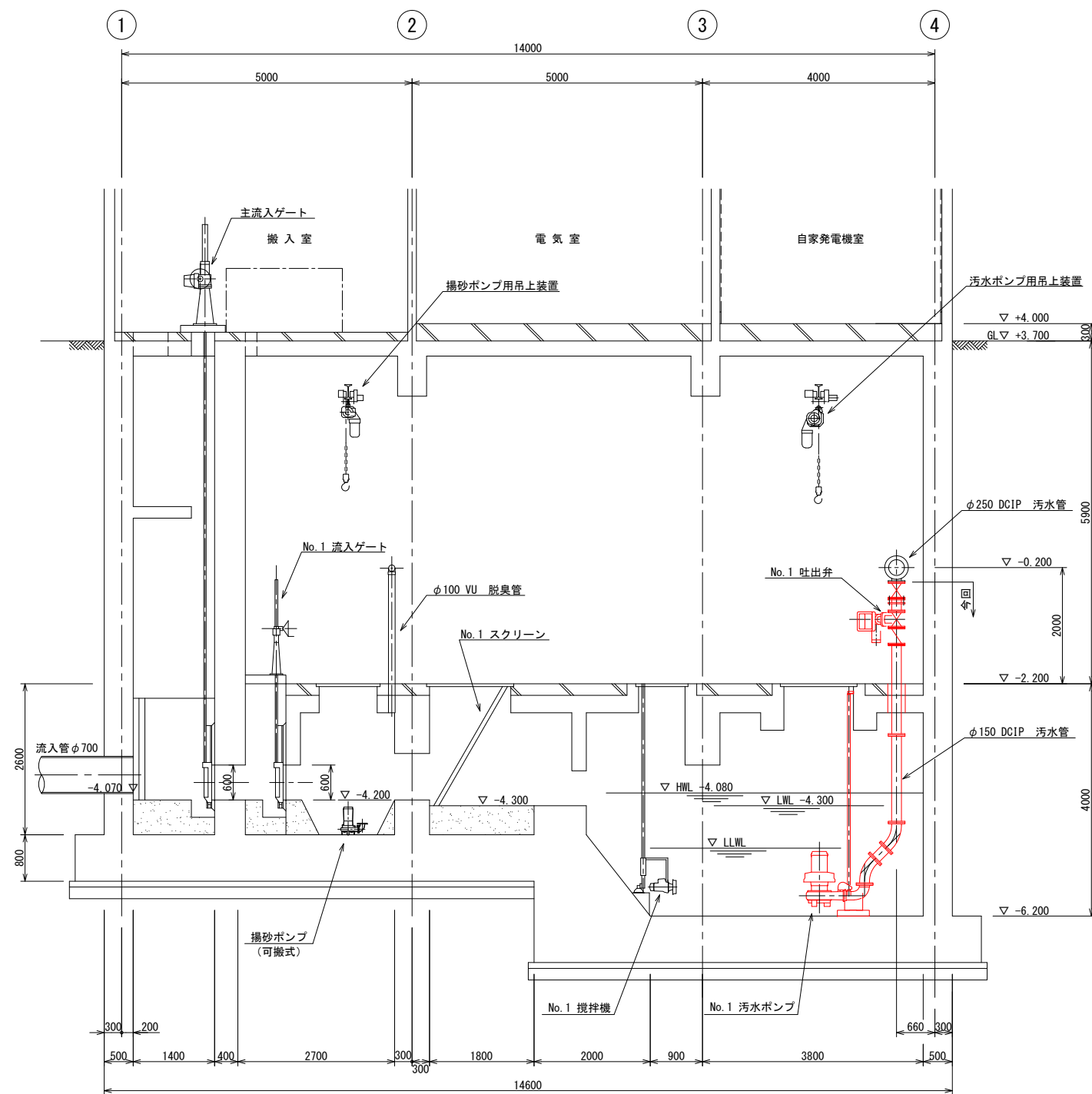
地下1階 平面図 S=1:50



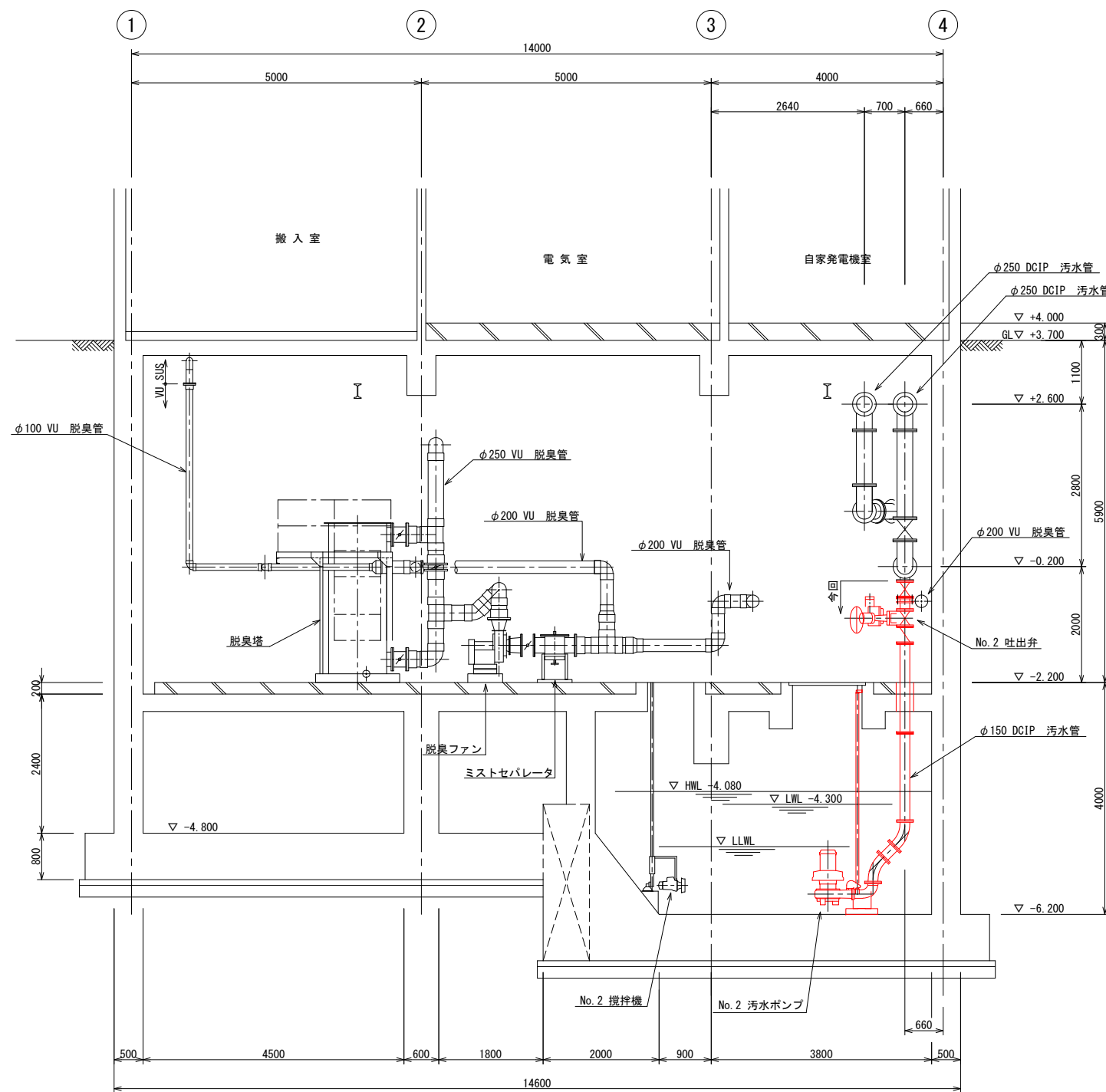
水路部平面図 S=1:50

- 注 記
1. 部は、更新機器及び配管を示す。
 2. 部は、既設流用機器及び配管を示す。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	地下1階、水路部平面図(更新)		
縮 尺	S=1:50	図面番号	PM-4
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			



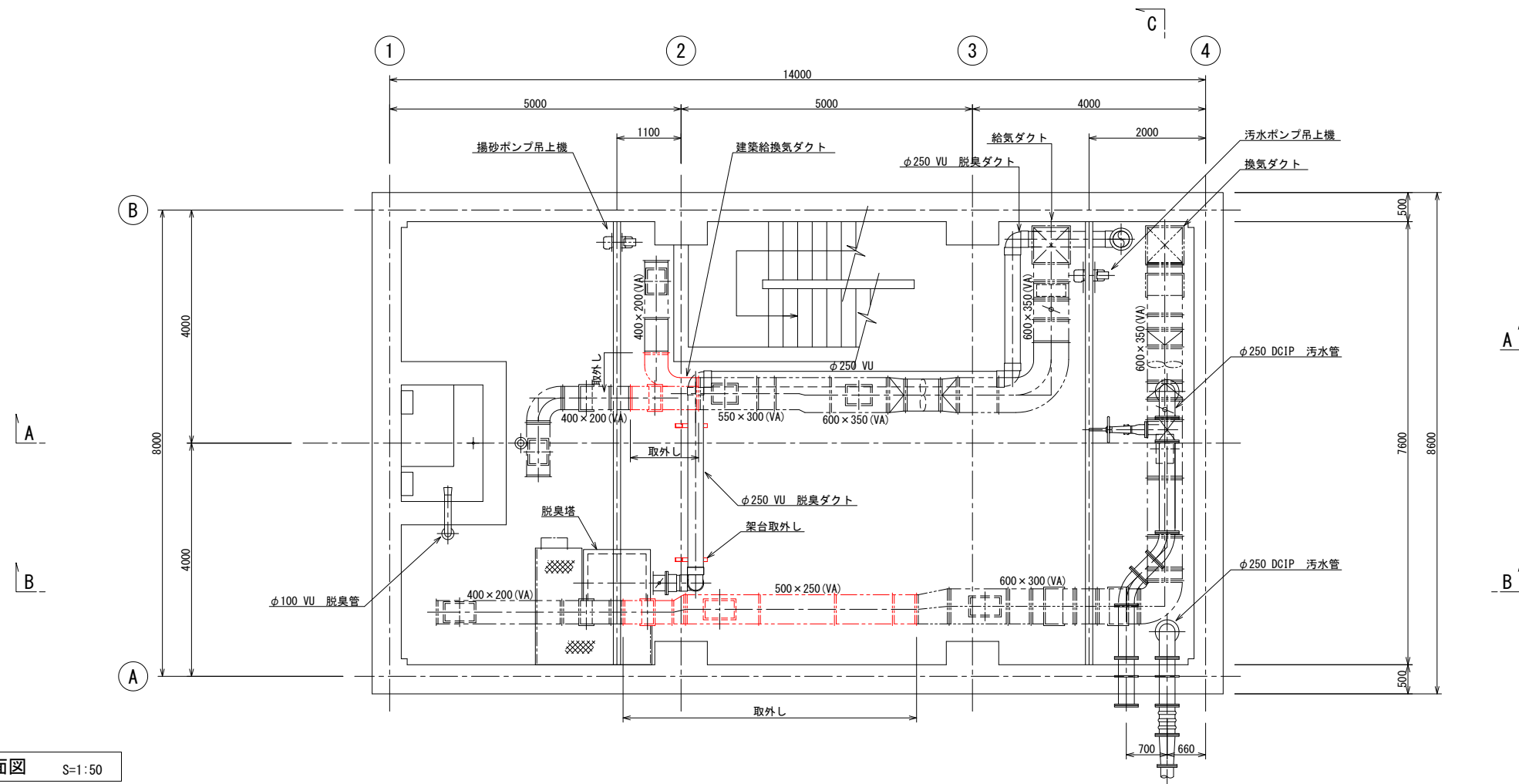
断面 A-A S=1:50



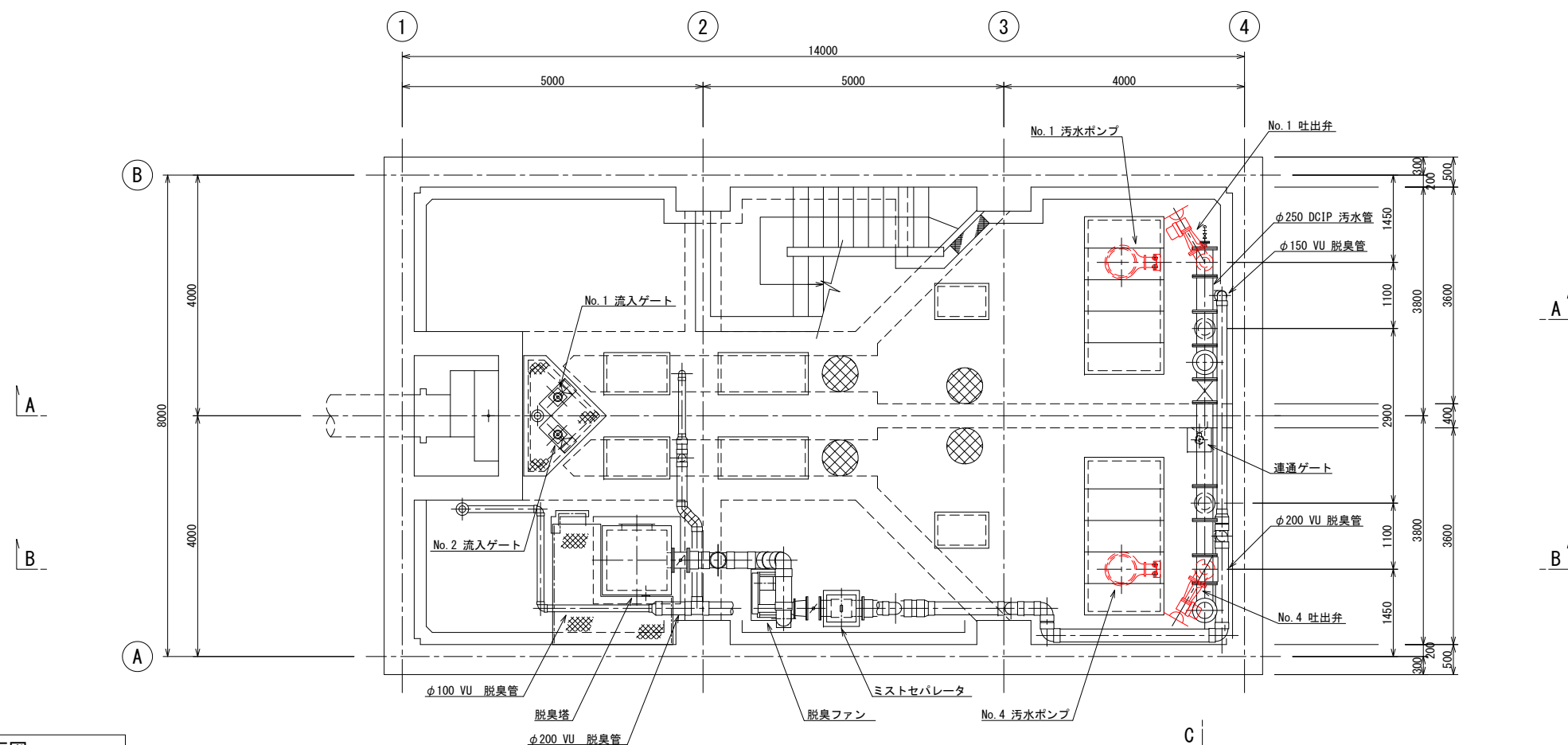
断面 B-B S=1:50

- 注 記
1. 部は、更新機器及び配管を示す。
 2. 部は、既設流用機器及び配管を示す。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	断面A-A、B-B(更新)		
縮 尺	S=1:50	図面番号	PM-5
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			



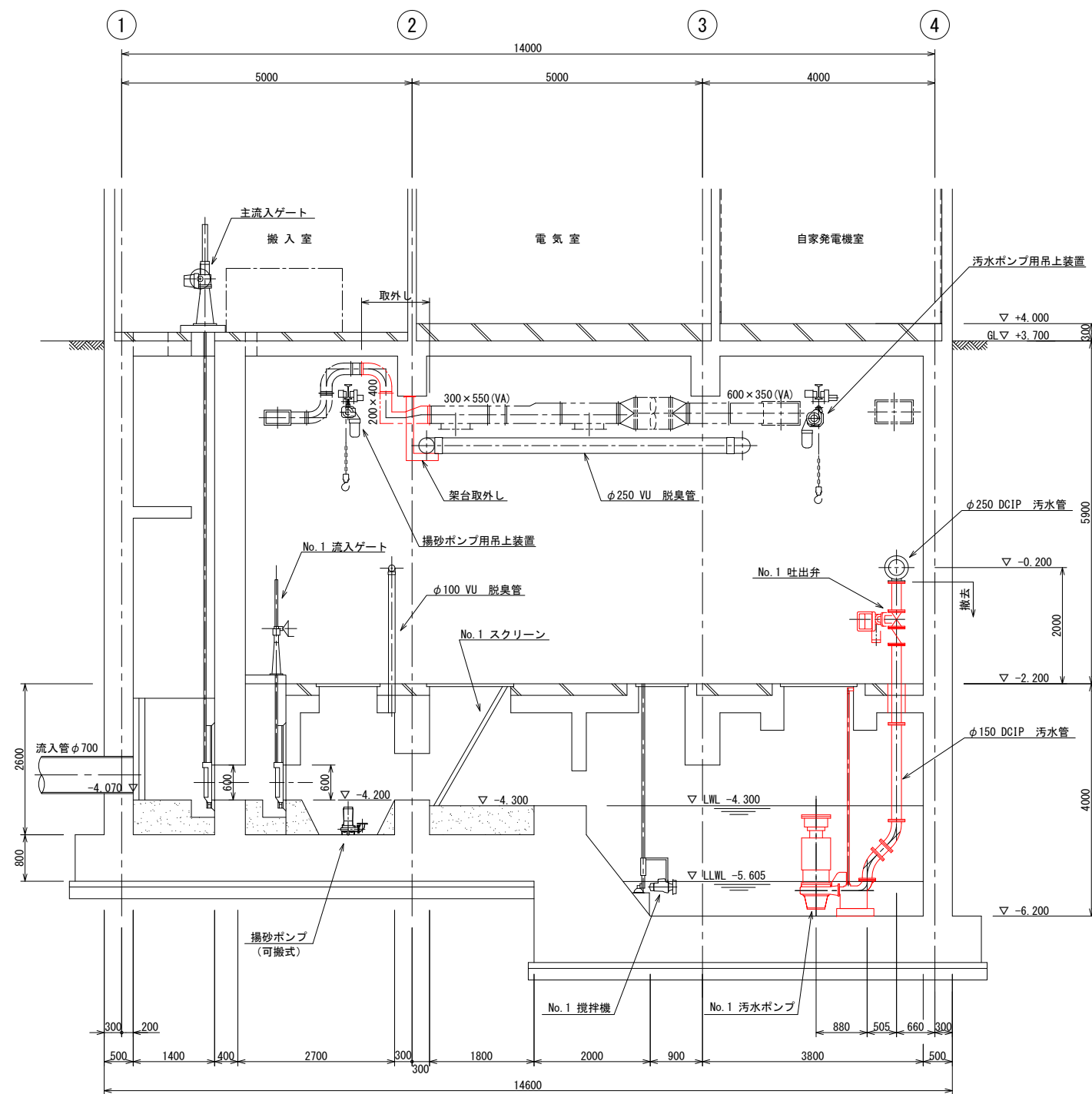
地下1階上部平面図 S=1:50



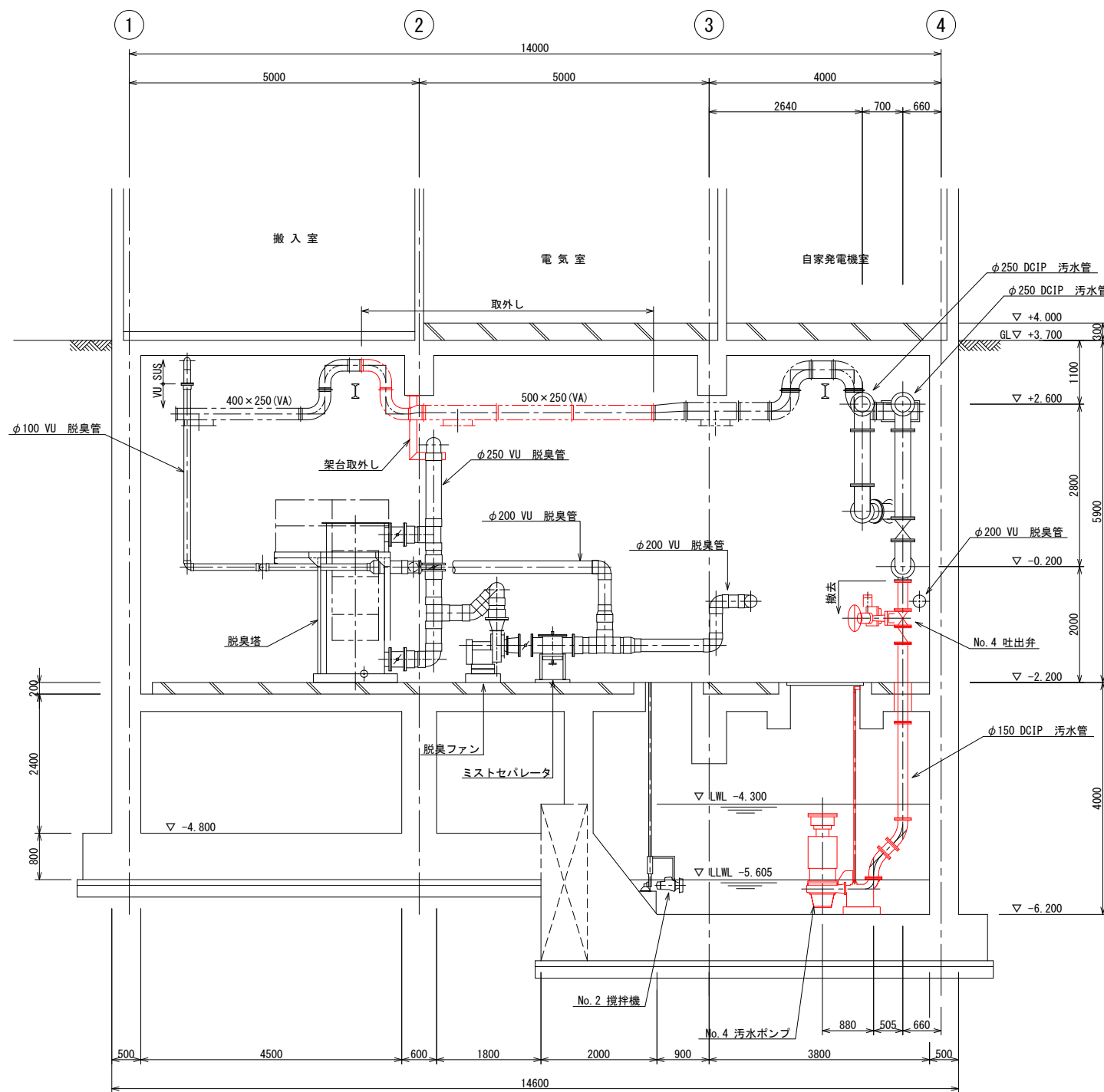
地下1階下部平面図 S=1:50

- 注 記
- 部は、撤去工事範囲を示す。
 - 部は、別途撤去工事範囲を示す。
 - No. 1 汚水ポンプは、撤去後保管とする。なお、保管場所は、市の指示場所とする。
 - 梁補強に伴うダクト及び架台は、取外し復旧とする。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	地下1階平面図(撤去)		
縮 尺	S=1:50	図面番号	PM-8
製図年月	令和8年3月		
水 俣 市 下 水 道 課			



断面 A-A S=1:50

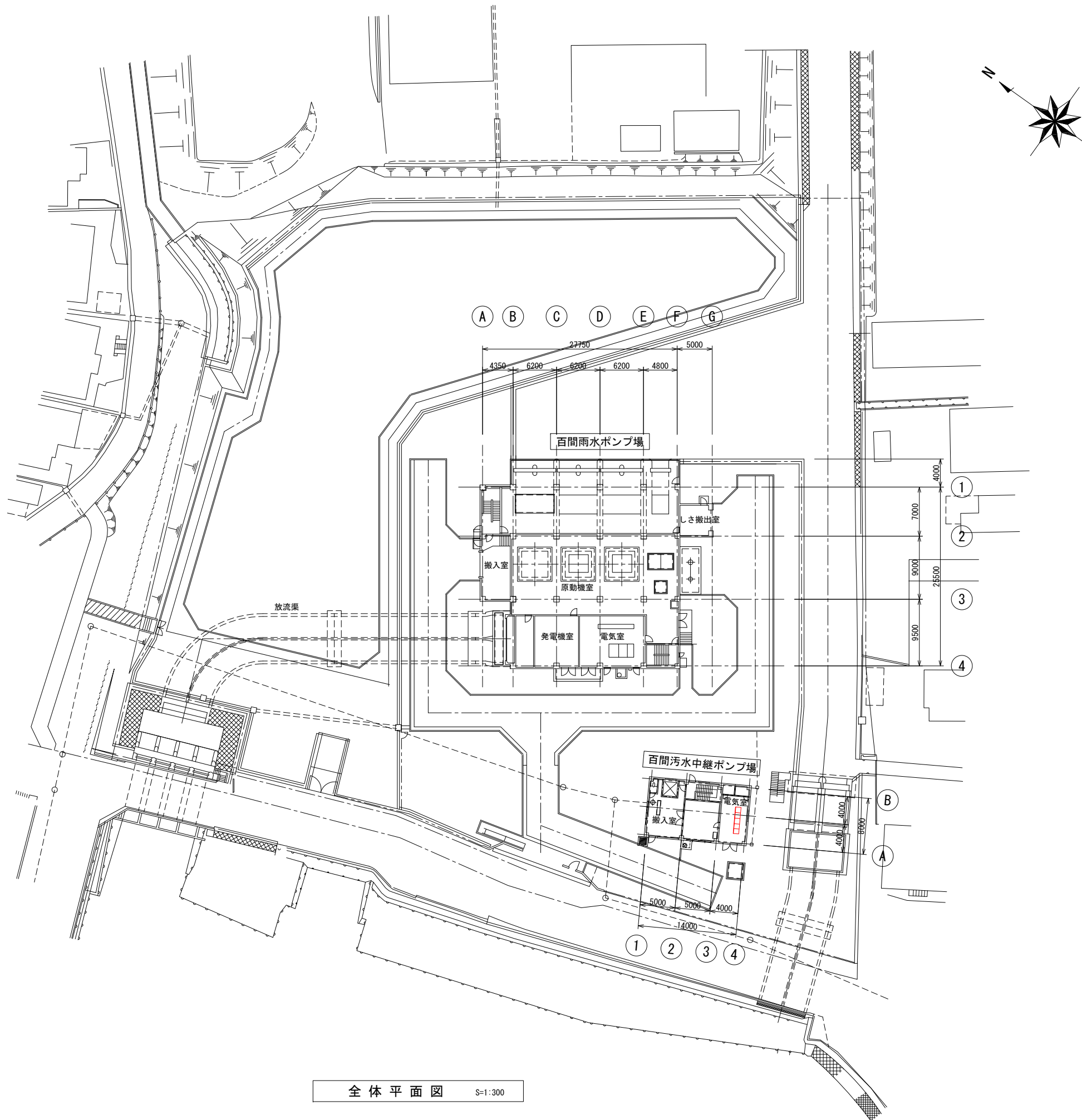


断面 B-B S=1:50

注 記

1. 部は、撤去工事範囲を示す。
2. 部は、別途撤去工事範囲を示す。
3. No. 1 污水ポンプは、撤去後保管とする。なお、保管場所は、市の指示場所とする。
4. 梁補強に伴うダクト及び架台は、取外し復旧とする。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	断面A-A、B-B(撤去)		
縮 尺	S=1:50	図面番号	PM-10
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			

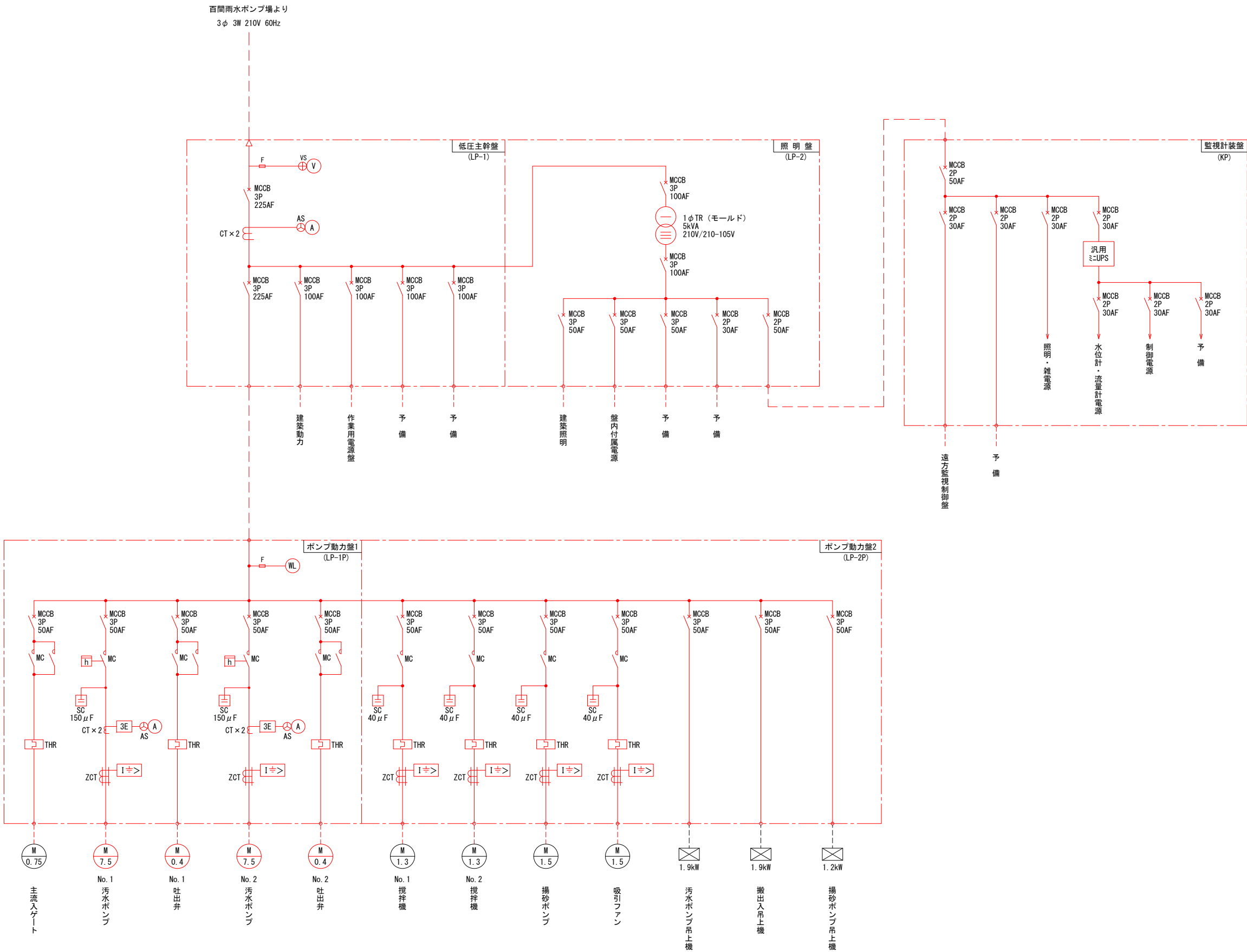


位置図 S=1:NTS

全体平面図 S=1:300

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	全体平面図・位置図		
縮 尺	S=1:300	図面番号	PE-1
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			

凡 例	
記 号	名 称
M C C B	配線用遮断器
E L C B	漏電遮断器
C T	変 流 器
S C	進相コンデンサ
M C	電磁接触器
Z C T	零相変流器
P F	電力限流ヒューズ
F	低圧ヒューズ
T R	変 圧 器
T H R	サーマルリレー
3 E	3要素継電器
ⓧ	電 圧 計
ⓐ	電 流 計
Ⓢ	電流切換スイッチ
Ⓜ	表 示 灯

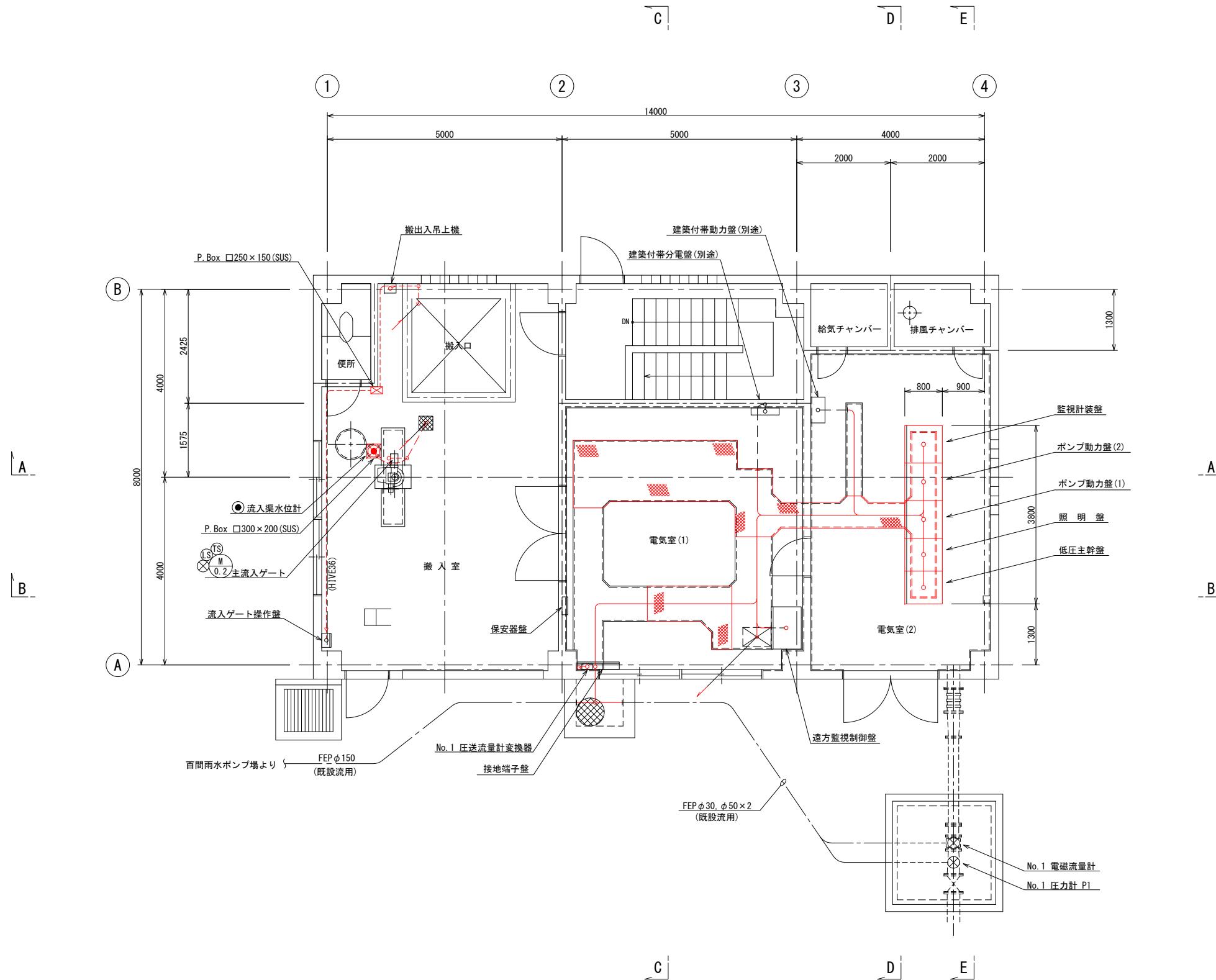


注 記

1. 〃 は更新を示す。

2. 本図は参考とし、承諾図により決定する。

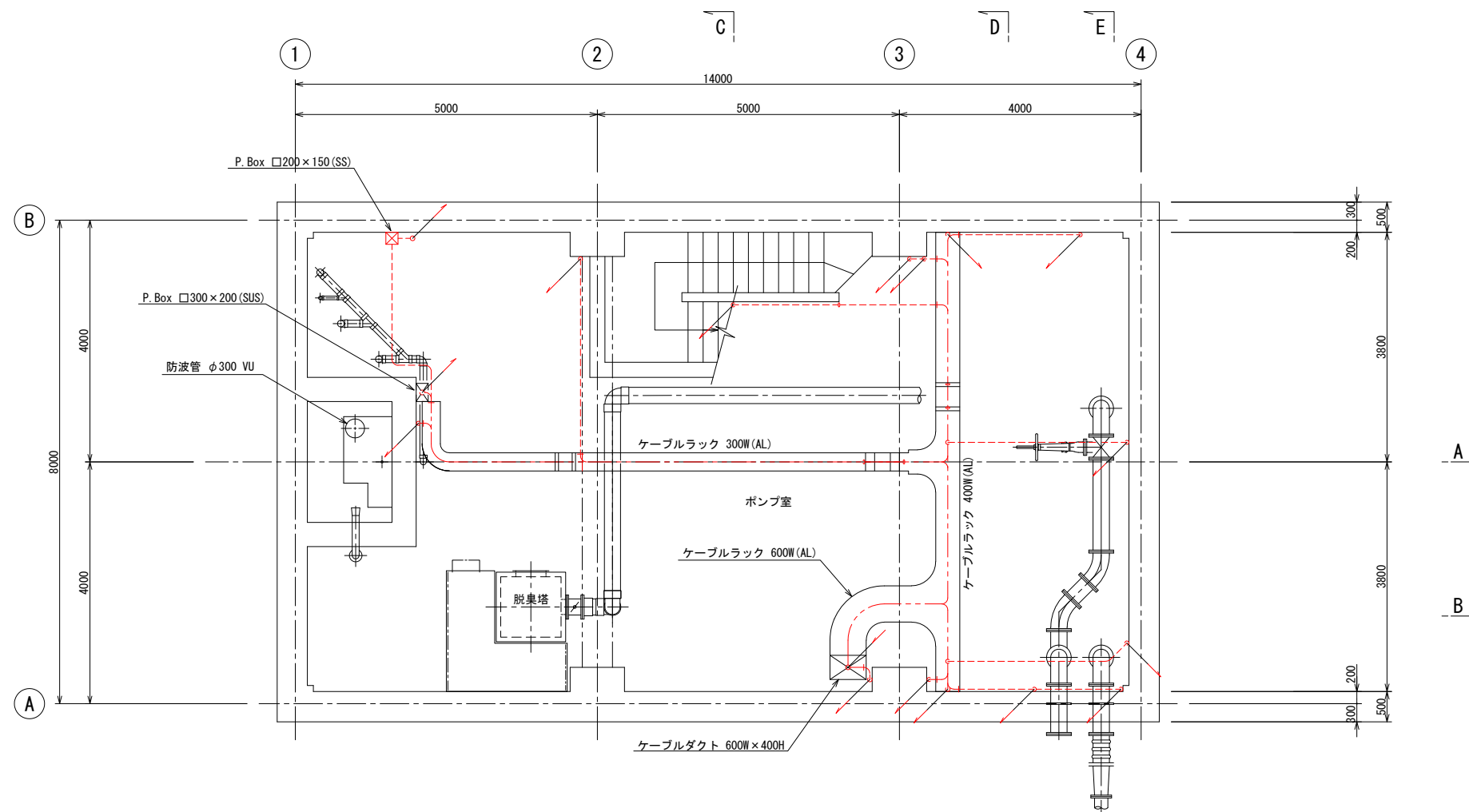
事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	単線結線図 (更新)		
縮 尺	NO SCALE	図面番号	PE-2
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			



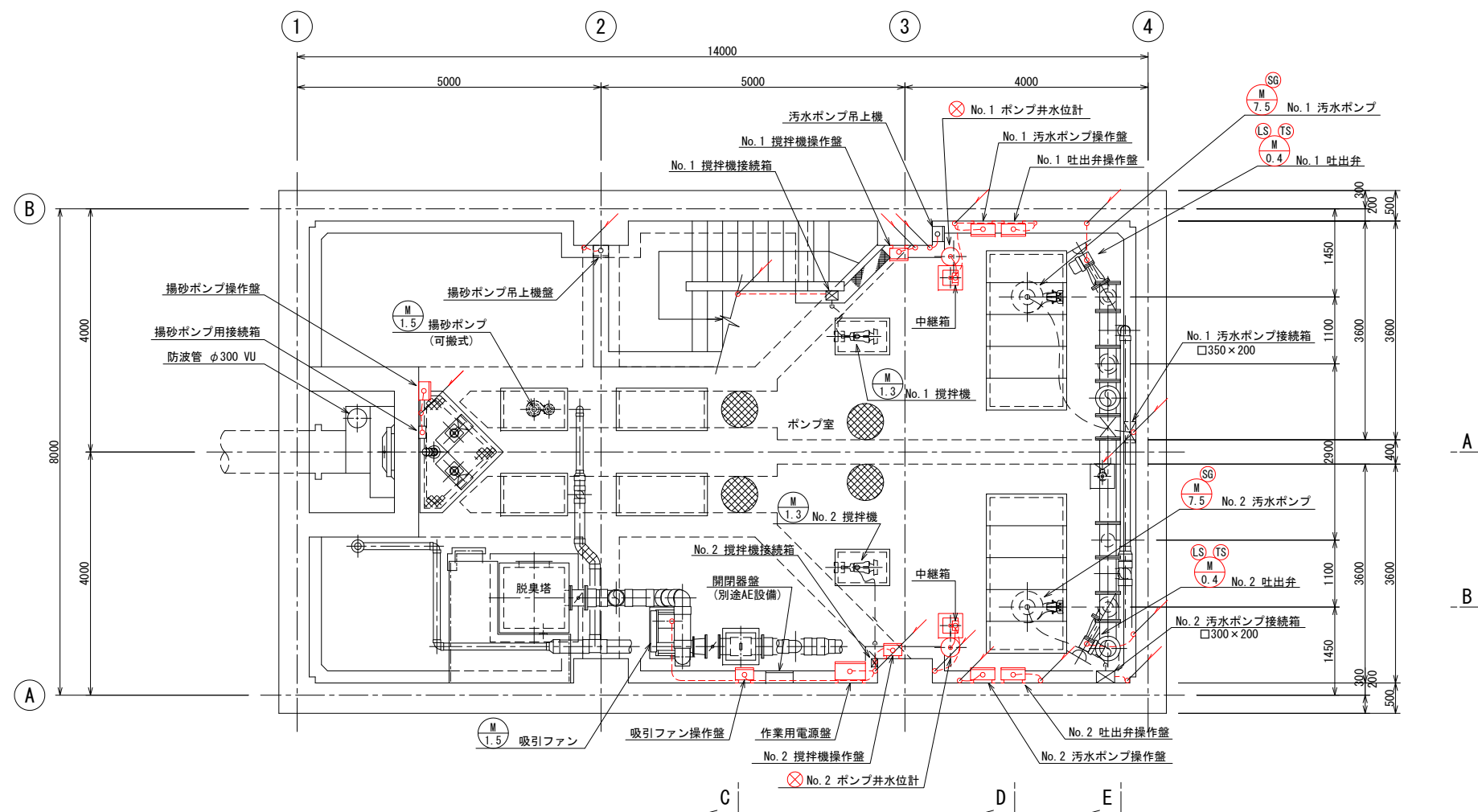
1 階 平 面 図 S=1:50

- 注 記
1. 部は今回工事を示す。
 2. 部は既設を示す。
 3. 本図は参考とし、承諾図により決定する。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	1階平面図(更新)		
縮 尺	S=1:50	図面番号	PE-7
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			



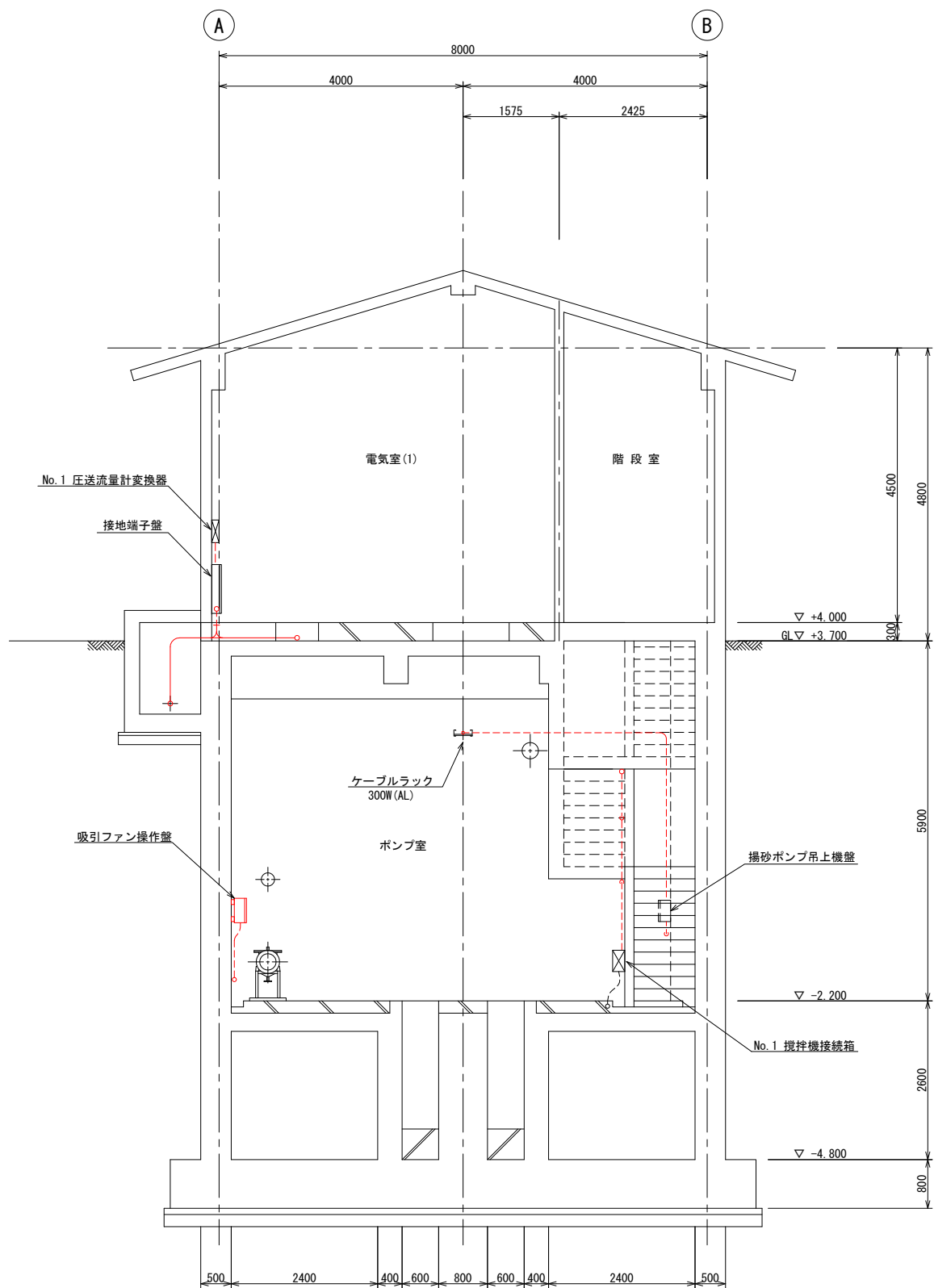
地下1階上部 平面図 S=1:50



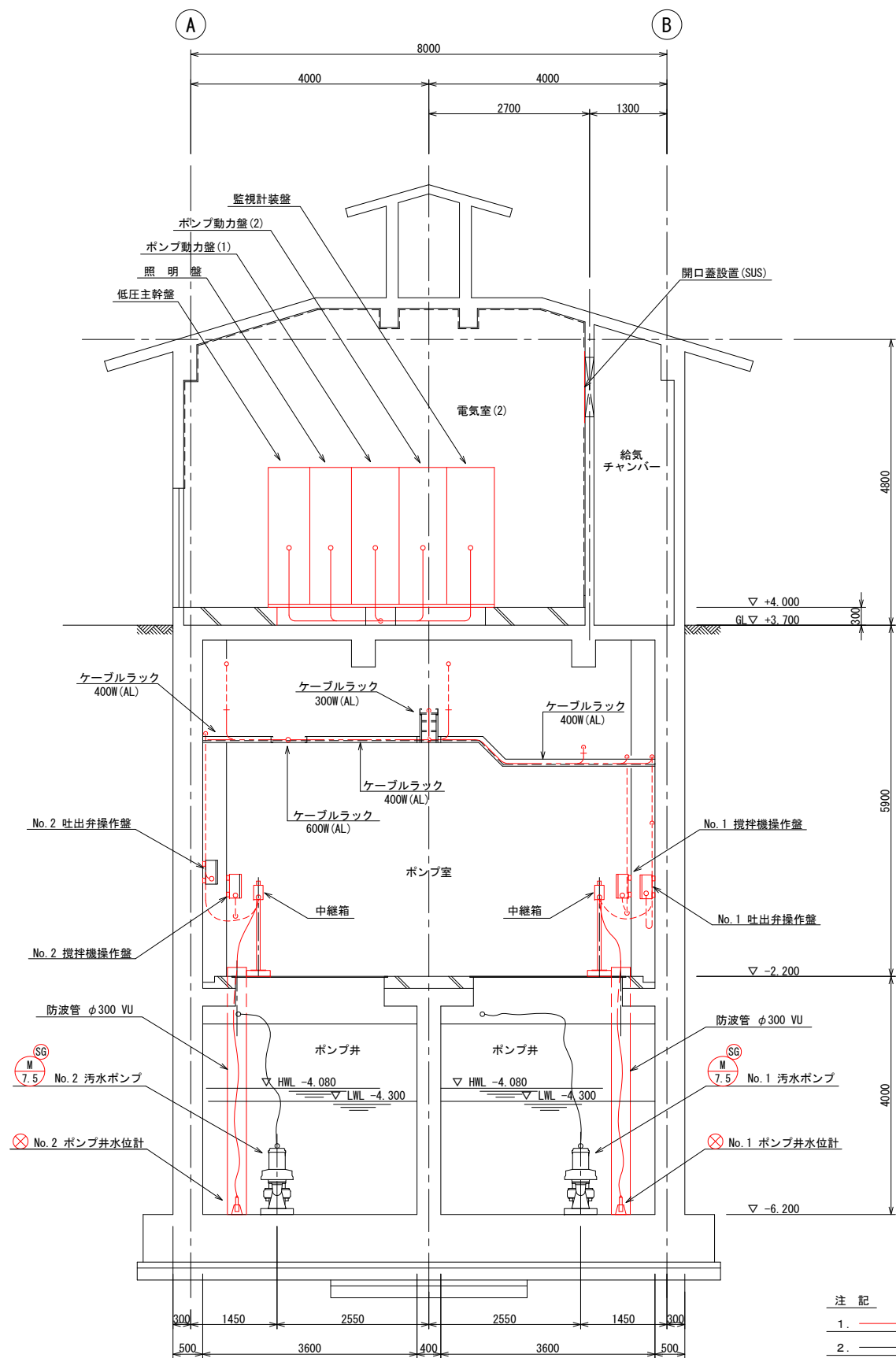
地下1階 平面図 S=1:50

- 注 記
- 部は今回工事を示す。
 - 部は既設を示す。
 - 本図は参考とし、承諾図により決定する。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	地下1階平面図(更新)		
縮 尺	S=1:50	図面番号	PE-8
製図年月	令和8年3月		
水 俣 市 下 水 道 課			



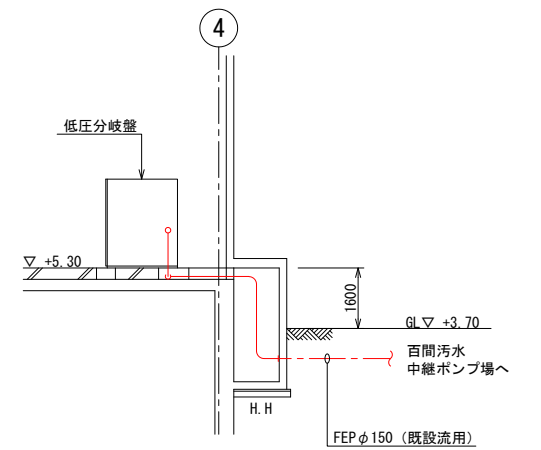
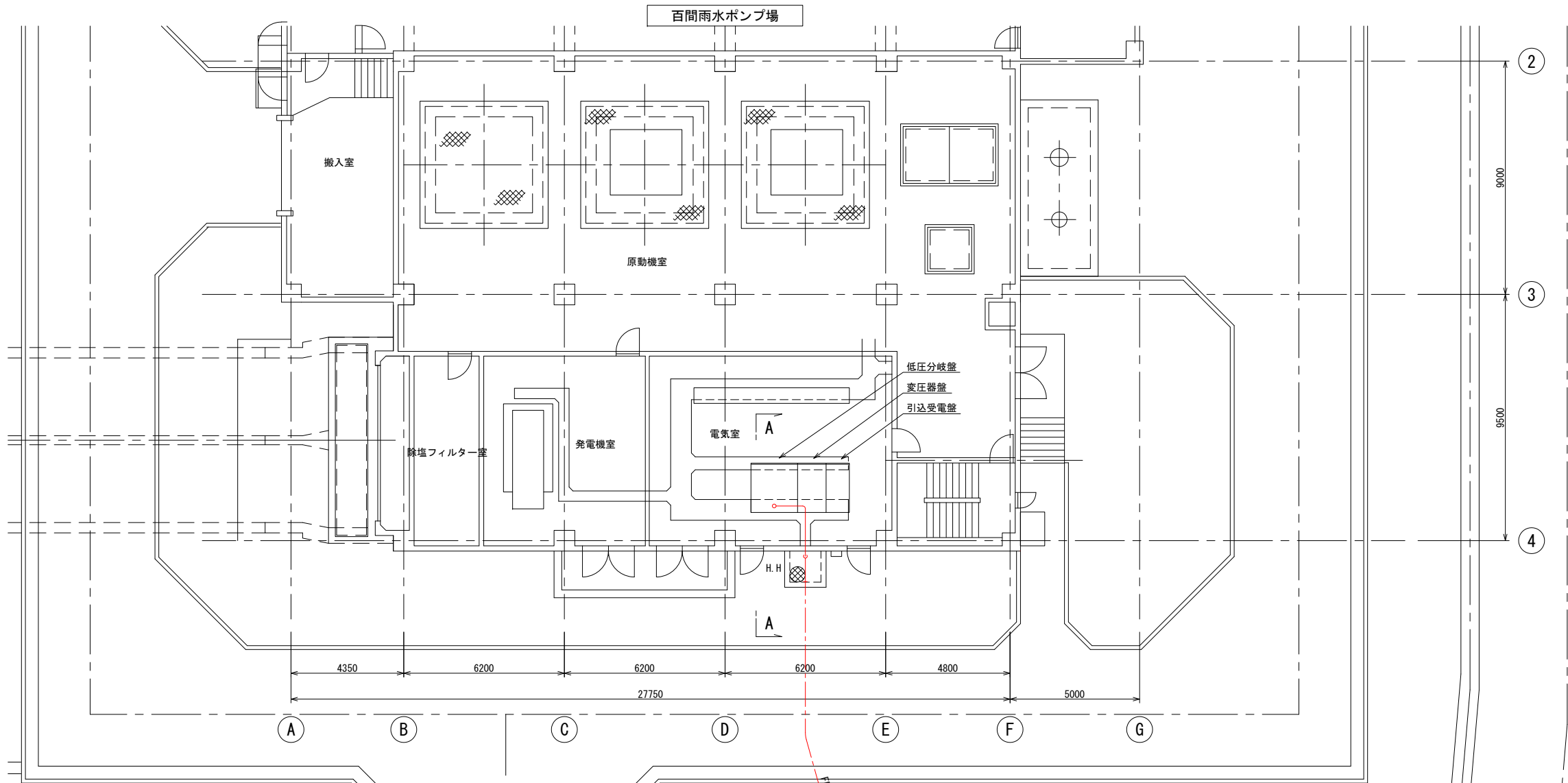
断面 C-C S=1:50



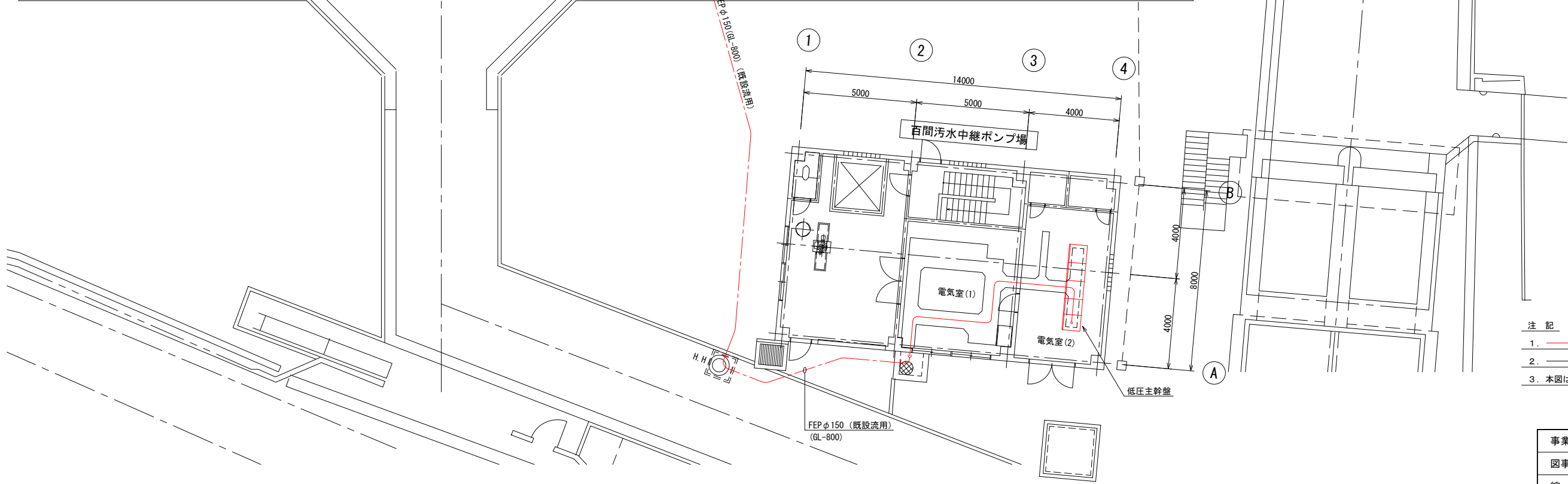
断面 D-D S=1:50

- 注 記
1. 部は今回工事を示す。
 2. 部は既設を示す。
 3. 本図は参考とし、承諾図により決定する。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	断面C-C、D-D(更新)		
縮 尺	S=1:50	図面番号	PE-10
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			



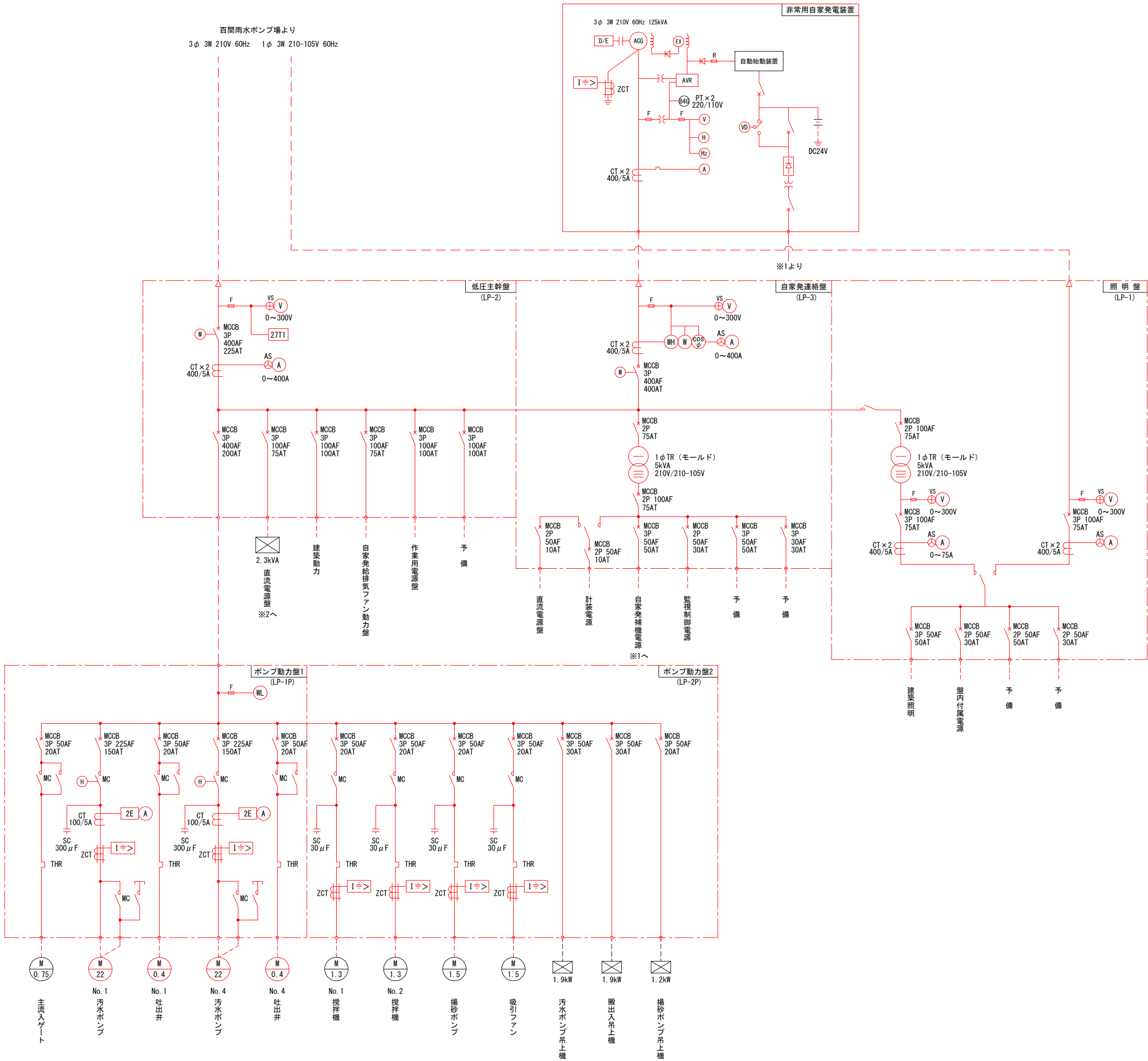
断面 A-A S=1:100



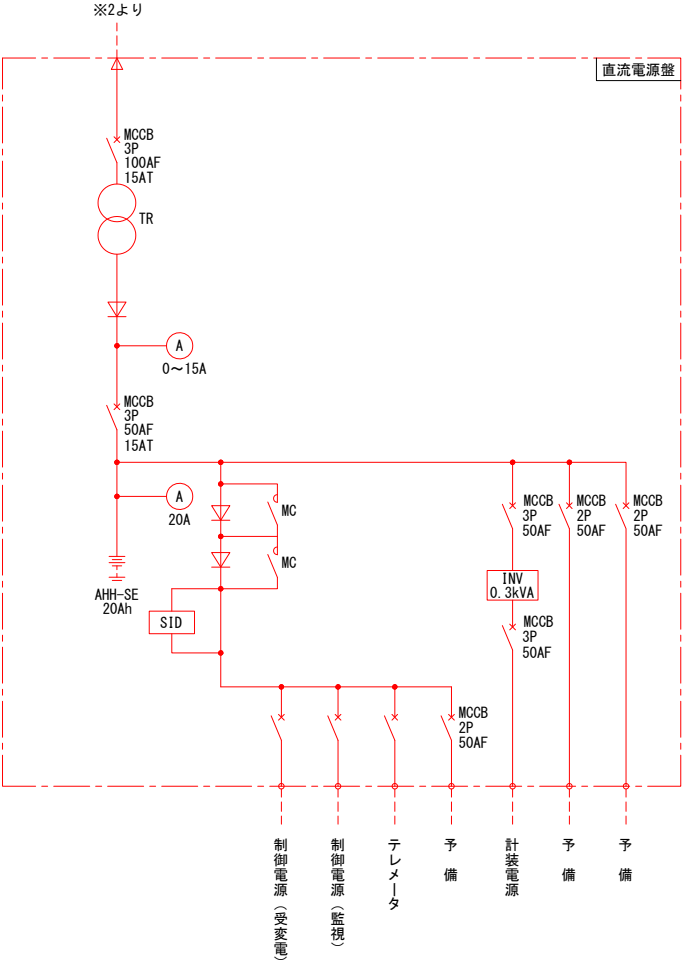
屋外配線経路図 S=1:100

- 注 記
1. 部は今回工事を示す。
 2. 部は既設を示す。
 3. 本図は参考とし、承諾図により決定する。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	屋外配線経路図(更新)		
縮 尺	S=1:100	図面番号	PE-12
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			



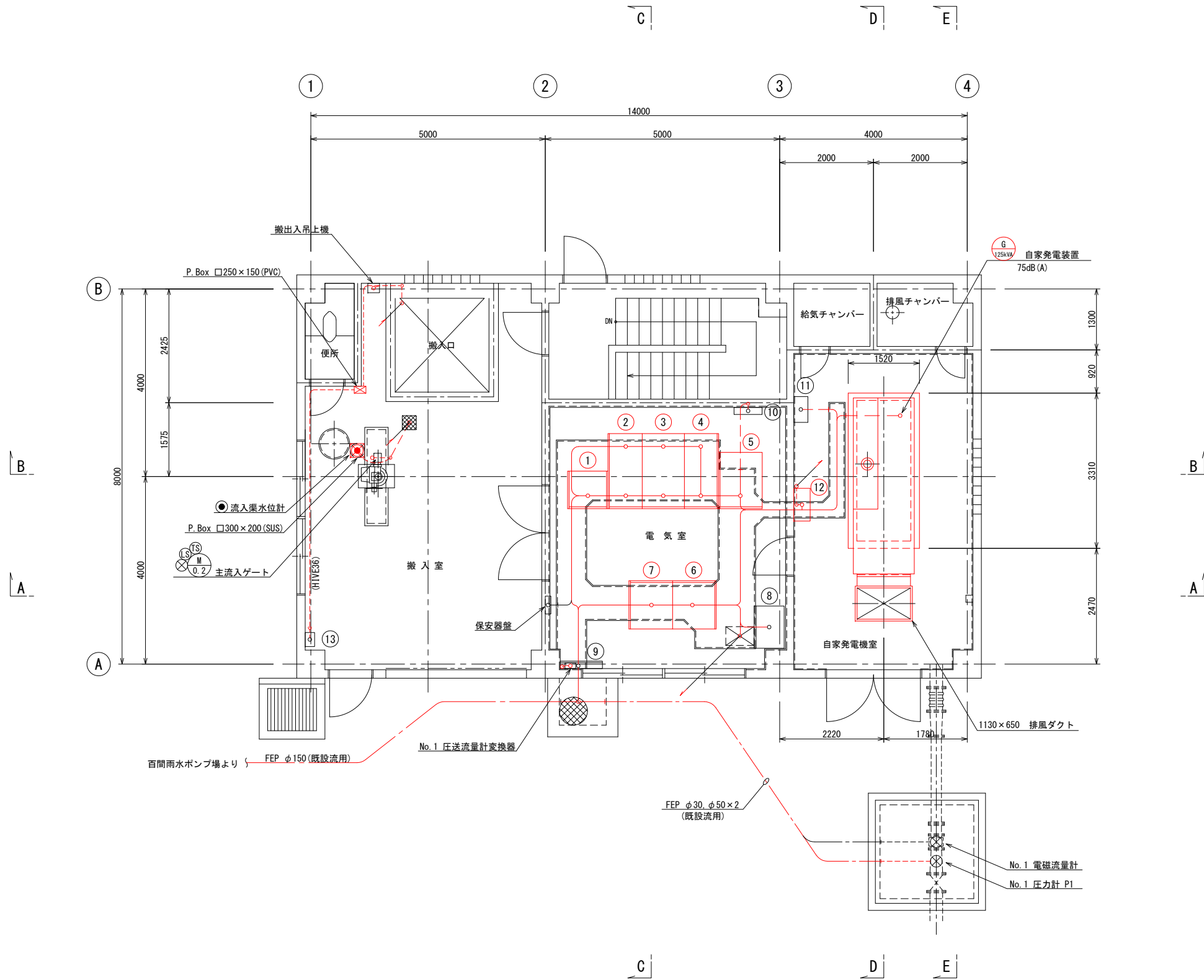
凡 例			
記 号	名 称	記 号	名 称
MCCB	配線用遮断器	V	電 圧 計
ELCB	漏電遮断器	⊕	電圧切換スイッチ
CT	変 流 器	A	電 流 計
SC	進相コンデンサ	⊖	電流切換スイッチ
MC	電磁接触器	W	電 力 計
ZCT	零相変流器	Wh	電力量計
PF	電力限流ヒューズ	⊙	力 率 計
F	低圧ヒューズ	Hz	周波数計
TR	変 圧 器	WL	表 示 灯
THR	サーマルリレー		
2E	2要素継電器		
AVR	自動電圧調整器		
27	不足電圧継電器		



注 記

1. — は撤去を示す。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	単線結線図(撤去)		
縮 尺	NO SCALE	図面番号	PE-14
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			

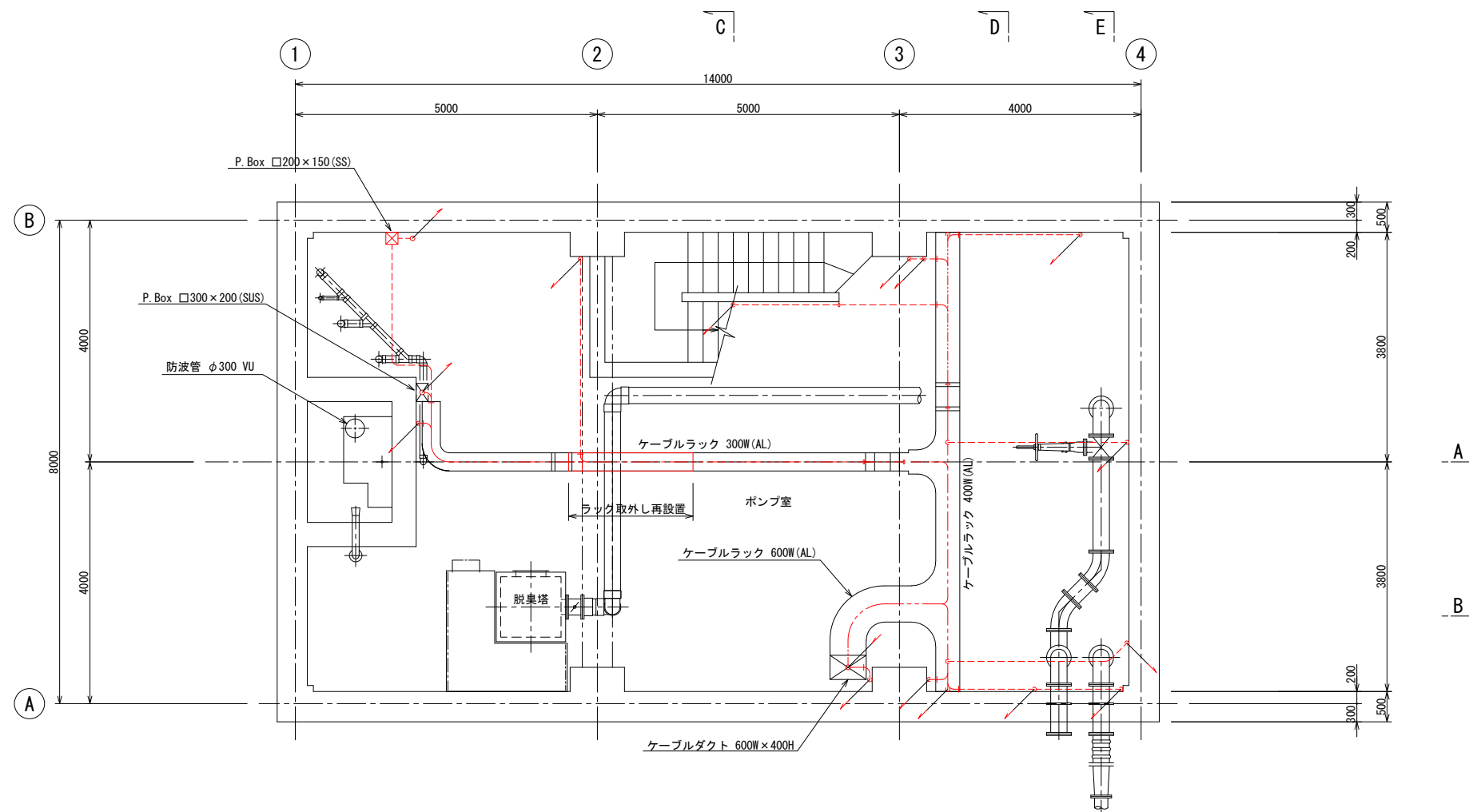


番号	名 称	記 号	備 考	番号	名 称	記 号	備 考
①	監視計装盤	KP	撤去	⑧	遠方監視制御盤		既設
②	照 明 盤	LP-1	撤去	⑨	接地端子盤		既設
③	低圧主幹盤	LP-2	撤去	⑩	建築付帯分電盤		既設
④	自家発電連絡盤	LP-3	撤去	⑪	建築付帯動力盤		既設
⑤	直流電源盤	DCB	撤去	⑫	自家発給排気ファン動力盤		撤去
⑥	ポンプ動力盤(1)	LP-1P	撤去	⑬	流入ゲート操作盤		既設
⑦	ポンプ動力盤(2)	LP-2P	撤去				

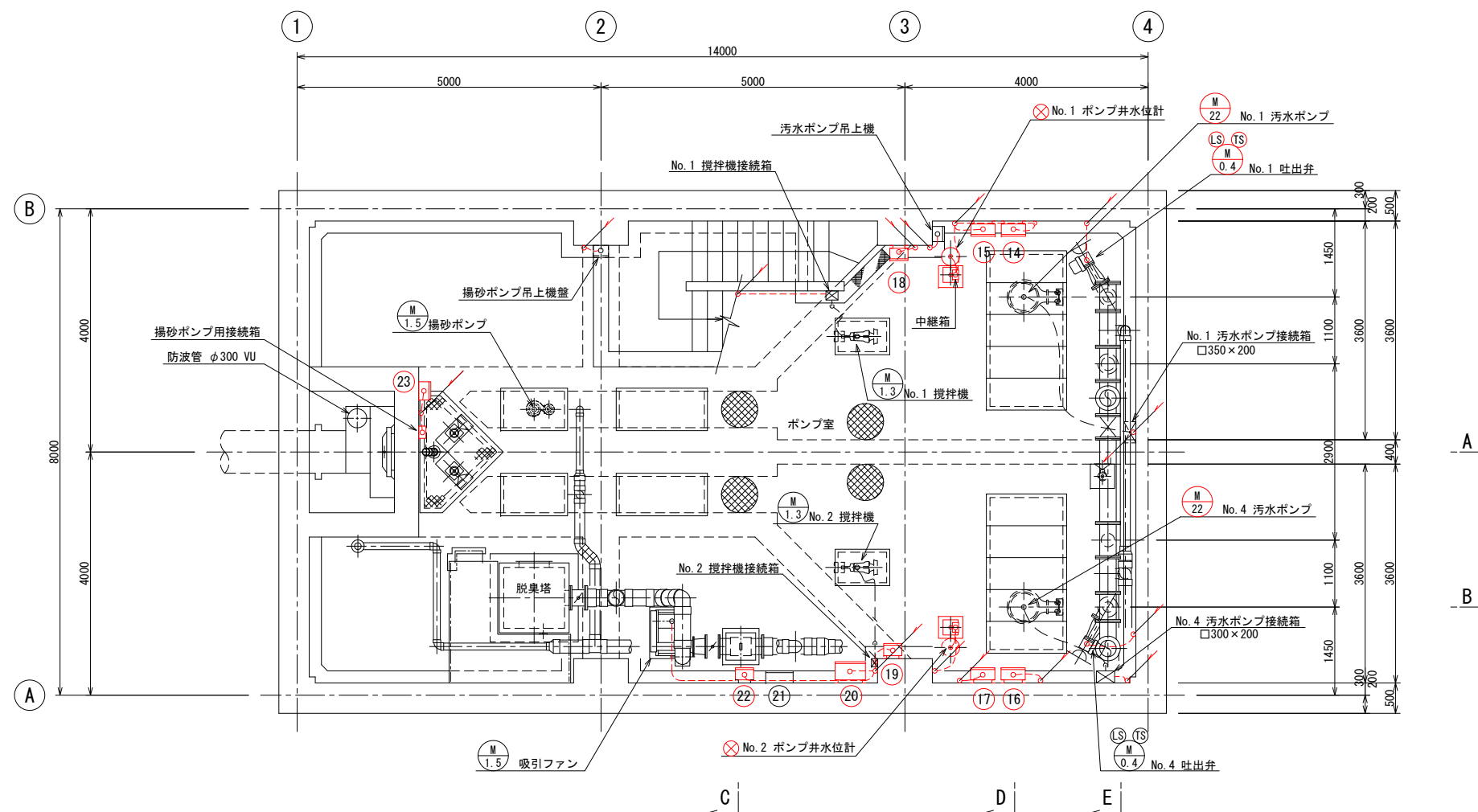
- 注 記
- 部は撤去を示す。
 - 部は既設流用を示す。
 - 本図は参考とする。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	1階平面図(撤去)		
縮 尺	S=1:50	図面番号	PE-16
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			

1 階 平 面 図 S=1:50



地下1階上部 平面図 S=1:50



地下1階 平面図 S=1:50

番号	名 称	備 考
⑭	No. 1, 2 吐出弁操作盤	撤去
⑮	No. 1, 2 汚水ポンプ操作盤	撤去
⑯	No. 3, 4 吐出弁操作盤	撤去
⑰	No. 3, 4 汚水ポンプ操作盤	撤去
⑱	No. 1 撈拌機操作盤	撤去
⑲	No. 2 撈拌機操作盤	撤去
⑳	作業用電源盤	撤去
㉑	開閉器盤	既設
㉒	吸引ファン操作盤	撤去
㉓	揚砂ポンプ操作盤	撤去

- 注 記
- 部は撤去を示す。
 - 部は既設流用を示す。
 - 本図は参考とする。

事業名	百間汚水中継ポンプ場 耐震改築実施設計業務		
図事名	地下1階平面図(撤去)		
縮 尺	S=1:50	図面番号	PE-17
製図年月	令和 8 年 3 月		
水 俣 市 下 水 道 課			